

美唄市自立推進計画

改訂版



平成 18 年 3 月

美 唄 市

美唄市自立推進計画・改訂のポイント

1 アクションシートの追加

平成17年3月に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、市町村はこの指針に基づき平成21年度までの具体的な取り組みを明示した計画「集中改革プラン」を策定、公表することとなりました。

本市においては、平成17年2月に策定した「美唄市自立推進計画」で平成22年度までの行政改革に関する具体的な取り組み項目を掲げていることから、この計画を「集中改革プラン」として位置付け、指針で示されている項目のアクションシートを追加しました。

P 3 9	1 4	地方公営企業の経営健全化
P 4 0	1 5	第三セクターの経営改革
P 4 1	1 6	地方公社(土地開発公社)の経営健全化

2 アクションシートの進捗状況の表示及び実施項目の追加

アクションシートの具体的な項目の進捗状況を「実施済」、「変更」等と表記し内容を記載しました。

また、南美唄出張所業務の効率化を図るため、外部委託をすることとし、「N0.9 公共施設の効率的運営」の実施項目に追加しました。

3 財政推計の見直し

財政推計は平成18年度予算をベースに見直しました。(P 4 2)

4 公共サービスのあり方に関する基本方針等の追加

公共サービス分類(担い手選定)基準、使用料金等の設定基準及び補助金交付基準について、それぞれ基本方針を策定し追加しました。

P 4 6	公共サービスのあり方に関する基本方針
P 5 0	公共サービスにおける使用料・手数料等の設定にあたっての基本方針
P 5 6	補助金の交付に関する基本方針

美唄の自立をめざして

美唄市は、明治の開拓以来、豊かな自然の恵みの中で生活基盤や生産基盤の整備を進めてまいりました。その道のりは、決して平坦ではありませんでしたが、先人の知恵と努力で多くの困難を乗り越えてきました。

私達は、今、明治維新と戦後改革に次ぐ「第三の改革」と言われる地方分権が進められるなど、時代の大きな転換期の中で、自立に向けたまちづくりの第一歩を踏み始めるという、重大な試練の時を迎えています。

このため、本計画で示した、「住民自治の拡大」と「自治体経営基盤の強化」の基本方針のもとに、自立に向けた方策と行動計画を市民の皆さんとの協働により、着実に実行していくことが必要です。

私は、時代の変化や改革の試練を乗り越え、市民の皆さんとともに心をひとつにして、明るい希望が持てる自立した地域づくりを目指し、先頭に立って行動し、全力を尽くす決意であります。

自立の選択に到るまで慎重にご議論をいただきました市民や市議会議員の皆様に対しまして、今後とも一層のご支援とご協力をお願いいたします。

計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、計画づくりに参画いただきました「美唄市まちづくり委員会委員」の皆様にも、心からお礼を申し上げます。

平成17年2月

美唄市長 桜井道夫

目 次

総論

計画策定の背景と趣旨	1
計画策定の経過	2
計画の位置付け	2
自立の考え方	3
計画期間	4
基本方針	4
1 新しい住民自治のあり方	4
2 自治体経営基盤の強化を目指して	6
3 計画の推進に向けて	9

各論

自立に向けた施策の方向	1 0
1 福祉	1 0
2 環境	1 2
3 交流	1 4
4 産業・経済	1 6
美唄市まちづくり委員会提言に基づくアクションプラン	1 8
行財政改革に関するアクションプラン	2 4
財政推計	4 2
用語解説	4 4
公共サービスのあり方に関する基本方針	4 6
公共サービスにおける使用料・手数料等の設定にあたっての基本方針	5 0
補助金の交付に関する基本方針	5 6

総論

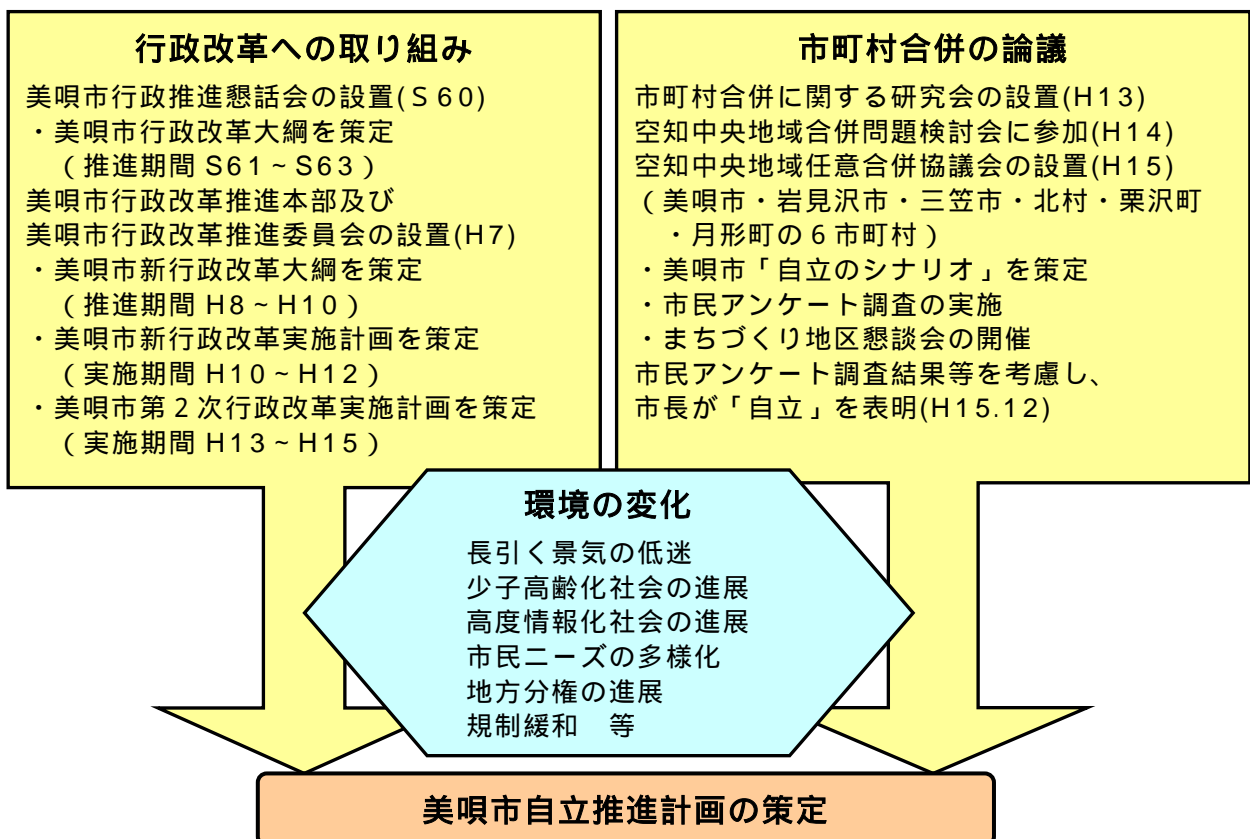
計画策定の背景と趣旨

美唄市では、これまでも美唄市第2次行政改革実施計画などにに基づき、行政改革の推進に努めてきましたが、平成11年に改正された市町村合併の特例に関する法律の施行を機に、全国的に高まる市町村合併論議のもと、「市町村合併に関する研究会」の設置から、「市町村合併に関するアンケート調査」まで2年5ヶ月にわたる検討、及び地区懇談会や議会での議論などを踏まえ、自立の道を選択しました。

国・地方を通じた財政危機のもとで、国による三位一体改革が推進される中、美唄市の財政状況もかつて無い厳しい状況に直面しています。

地方分権時代において新たな自治体経営能力の向上が求められる中、多様化・高度化する市民ニーズに、これまでの行政の力だけでは十分に対応することが難しい状況になっています。

こうした背景のもと、自立推進計画は、市町村合併に関する論議の過程で市民の皆さんにお示しした「自立のシナリオ」の具体的計画として、市民皆さんと行政との協働により、様々な地域の課題解決を図り、自立の道を歩んでいくことのできる地域社会づくりとともに、自治体経営基盤の強化を目指して策定するものです。

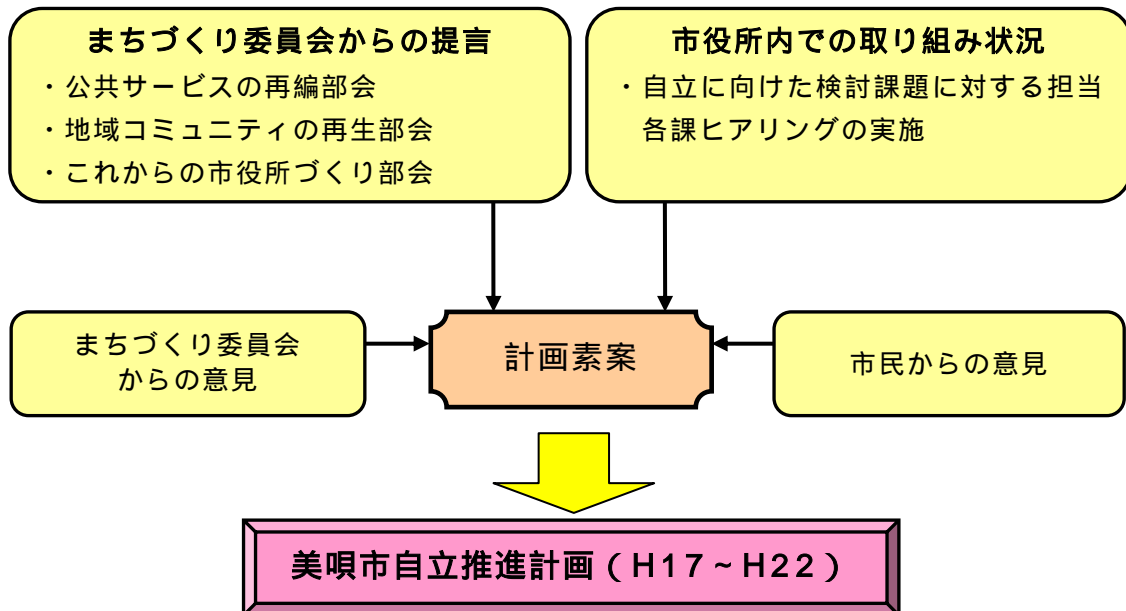


計画策定の経過

自立推進計画の策定にあたっては、市民の皆さんに参画していただくため、公募と推薦による30人からなる「美唄市まちづくり委員会」を設置し、「公共サー



ビスの再編部会」、「地域コミュニティの再生部会」、「これからの市役所づくり部会」の3部会に分かれ、それぞれの検討課題について提言を頂くとともに、計画素案段階においても、まちづくり委員会や市民の皆さんからの意見をお聞きして策定しました。



計画の位置付け

自立推進計画は、「自立のシナリオ」を具体化する計画であるとともに、「美唄21世紀まちづくりプラン（第5期美唄市総合計画）」が目指すまちづくりを今後も持続可能とするため、「まちづくりの主役は市民である」との視点に立った、「新しい住民自治」や「自治体経営基盤」を強化するための方策を示す計画と位置付けています。

自立の考え方

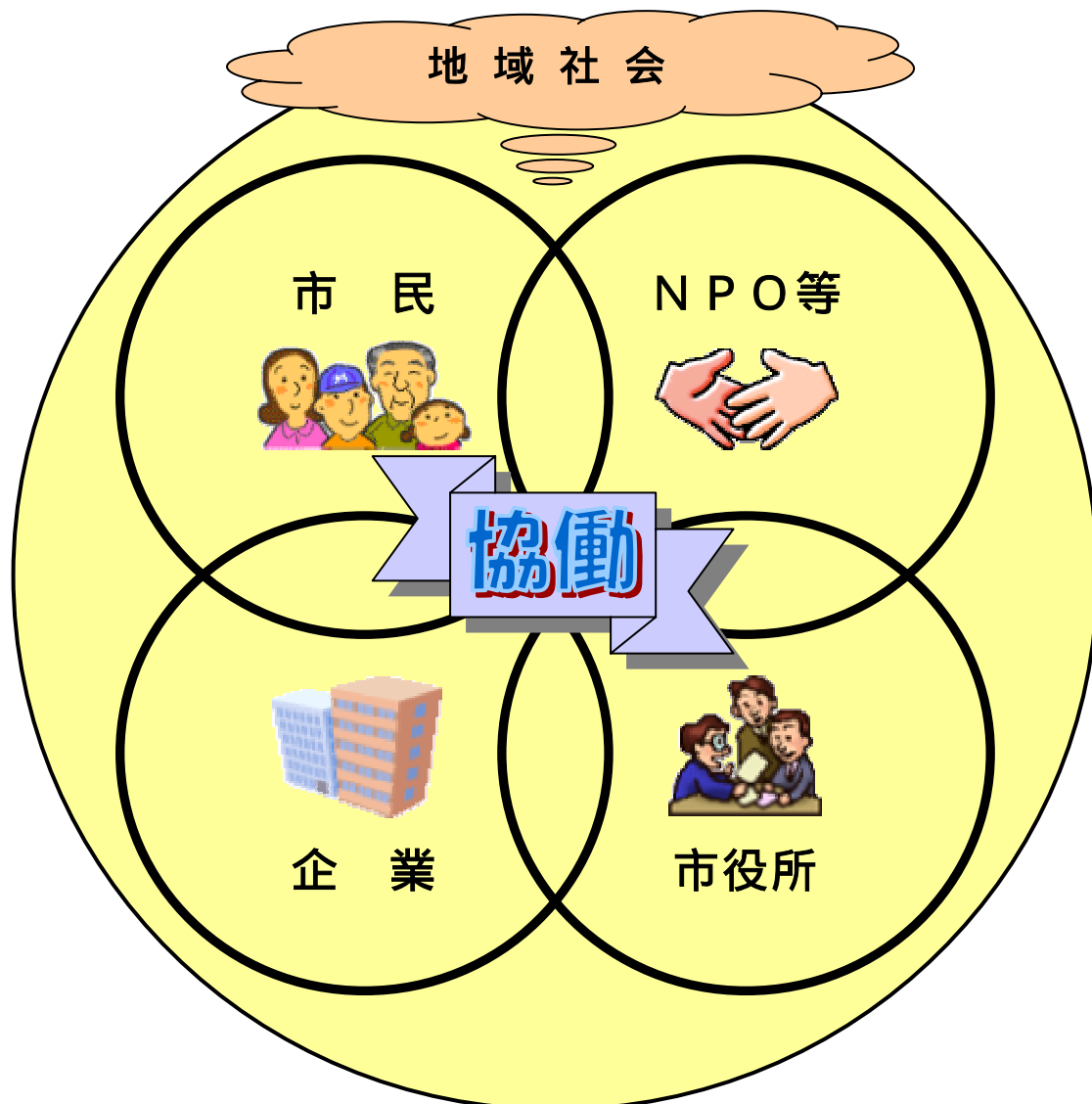
美唄市の自立とは、「合併を選択せず、住民自治を強化・拡充し、地域の自己決定・自己責任のもとに、美唄市の自治を守り存続していくこと」と考えています。

そのためには、市民の皆さんと市役所がともに、協働のまちづくりの仕組みをつくり、それを実践していくことのできる力をつけていく必要があります。

これまでの行政スタイルは、国と地方や市民が縦に繋がる関係にあり、国の干渉を受けると同時に、また依存もしているという状態にありました。

しかし、このスタイルが、地方分権の推進により対等・協力関係へと大きく変化しています。

市民も市役所も、国に依存していた状態から脱却し、自らの責任と選択によるまちづくりが求められており、市民、企業、NPO等と市役所が対等・協力の下に、一体となって（協働）まちづくりに取り組んで行く必要があります。



計画期間

自立推進計画の計画期間は、平成17年度から平成22年度までの6年間とします。

基本方針

1 新しい住民自治のあり方

地方分権の推進により、国と地方自治体の関係が対等になった今日、地域に関わる多くの課題は、地域が自己決定と自己責任により解決していくことが求められています。

また、多様化・高度化する市民ニーズに行政のみで対応することが、困難になってきていることから、これまでの行政主導のまちづくりから市民の意思に基づいた市政運営への変換が必要であり、私たちの暮らす地域の様々な課題を、市民の皆さんと行政が対話を重ね、自分たちに最もマッチした（最適な）解決策（施策）を、ともに知恵を出し合いながら探求するまちづくりを行っていく必要があります。

そのために

協働のまちづくりの推進

協働の取り組みの推進

市民、企業、各種団体、地域自治組織などが行政とお互いを認め合い、尊重し合いながら、対等の立場で協力してまちづくりに取り組む仕組みを、様々な場面で構築し推進します。

担い手の育成

コミュニティ組織、NPOなど、担い手を育成するための環境づくりを進めます。

情報の公開と共有の推進

市民と行政が、互いに知恵を出し合いながら、まちづくりを進めるため、会議を公開している審議会や委員会の会議録をホームページに登載するほか、市広報紙や、まちづくり地区懇談会などを活用して、積極的に情報を公開し、その共有を進めます。



新しい地域コミュニティの構築

町内会などの地域の自治組織や様々なグループ、企業、さらには個人が自由に参加でき、地域課題解決のために各々が持つ知恵や経験を持ち寄る場としての地域コミュニティを地域の実情にあわせて構築できるよう、コミュニティ施策の担当部署を設置してこれを推進します。

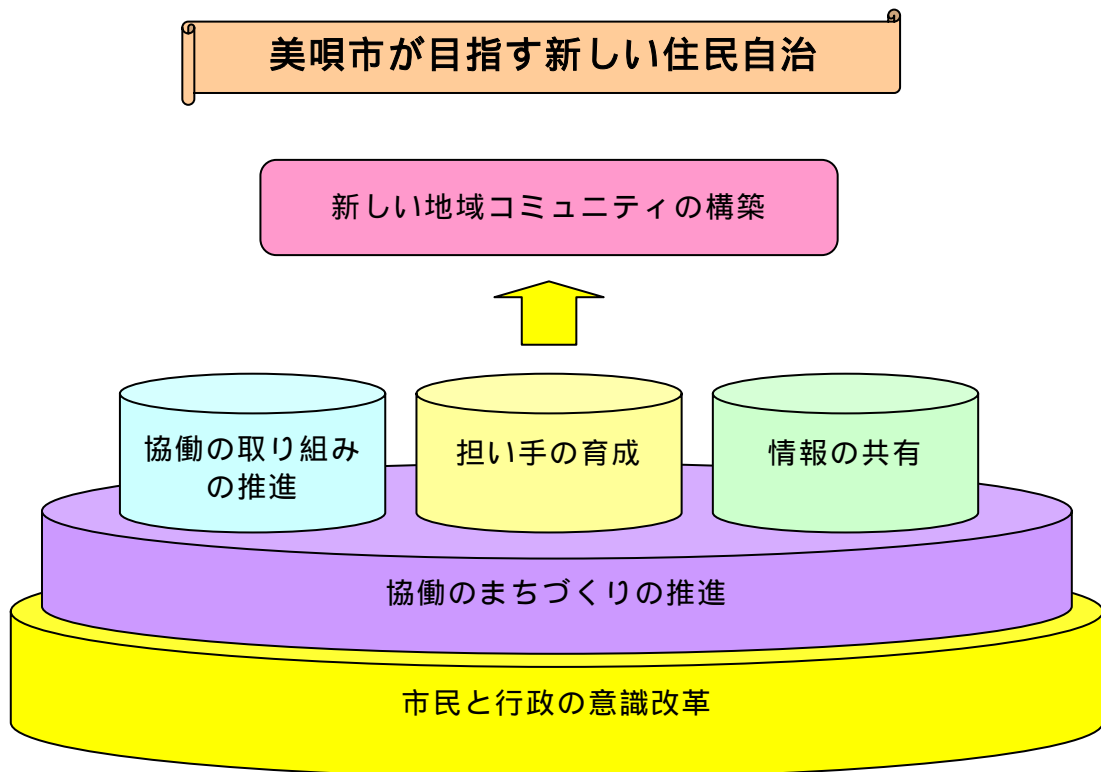
また、小学校区など、一定の生活圏を単位とし、住民自治の強化や協働のまちづくりを目的とする組織として、地域協議会の検討を進めます。

まちづくり基本条例の制定

市民の権利や市民参加の原則など、まちづくりの基本的なルールを定める「まちづくり基本条例」を制定し、市民自治の推進や行政の質の向上を目指します。

職員地域担当制の導入

地域コミュニティでの、自主的で公益性の高い取り組みを、市民の皆さんとともに考え行動する地域担当制を導入します。



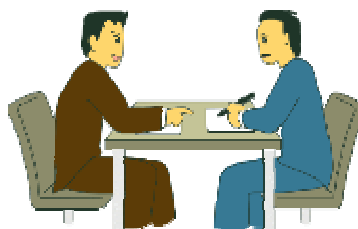
2 自治体経営基盤の強化を目指して

美唄市が福祉や教育、まちづくりなど市民に身近な仕事をこれからも自立的に行っていくためには、協働のまちづくりの推進とともに、これまで取り組んできた行財政改革を今後も不断の取り組みとして推進していくと同時に、地域経済の振興による税収の増加を図るなど、財政力を高め、自治体としての経営基盤を強化していく必要があります。

そのために

行政改革の推進

第2次行政改革実施計画の未実施項目については、検討期間を平成19年度までとし、その実施に向けた取り組みを推進するとともに、中長期的課題についても引き続き検討を継続します。



市税等の収納対策の強化

市税や使用料などの滞納者に対しては、財産調査や給与の差押えを含めた処分等を実施するほか、行政サービスの制限についても実施に向けた検討を進めます。

広域連携の推進

国民健康保険・老人保健・介護保険など、広域連携により、事務の効率化を図ることができる事業については、他の市町村との広域処理を推進します。

市役所の組織機構の見直し

効果的な政策の実現にふさわしい組織機構の見直しを行うとともに、職員数を平成32年度までに100名削減します。

公共サービスの再編

分類基準の策定による担い手の選定

公共サービスを適切かつ平等に提供する公平性の原則に根ざした「公益性」と、安全な市民生活を送るために必要不可欠とされる「必需性」の観点から判断して、公共サービスの最適な担い手を決定する基準を策定します。

評価システムの導入

時代の要請にあった公共サービスを提供するために、サービスが市民ニーズに的確に応えるものか、また、その質は市民が望んだレベルに達しているかなどを評価するシステムを導入します。

補助金等の見直し

交付規定の見直しと基準の策定

補助金制度の再構築を行うこととし、補助金交付に係る規定の見直しや、公益性・有効性などの視点に立った交付基準を策定します。

公募制の導入

補助金の公募制の導入・拡大を行うとともに、市民参加による審査を実施します。



公共施設の見直し

指定管理者制度の導入

公共施設の管理運営については、指定管理者制度を活用して、管理の効率化とともに市民サービスの向上を図ります。

施設の統廃合

少子高齢化の進展や施設の老朽化、生活圏や施設の利用状況、更には地域コミュニティにおける施設の必要度等を勘案して統廃合を進めます。

使用料金等の見直し

設定基準の策定

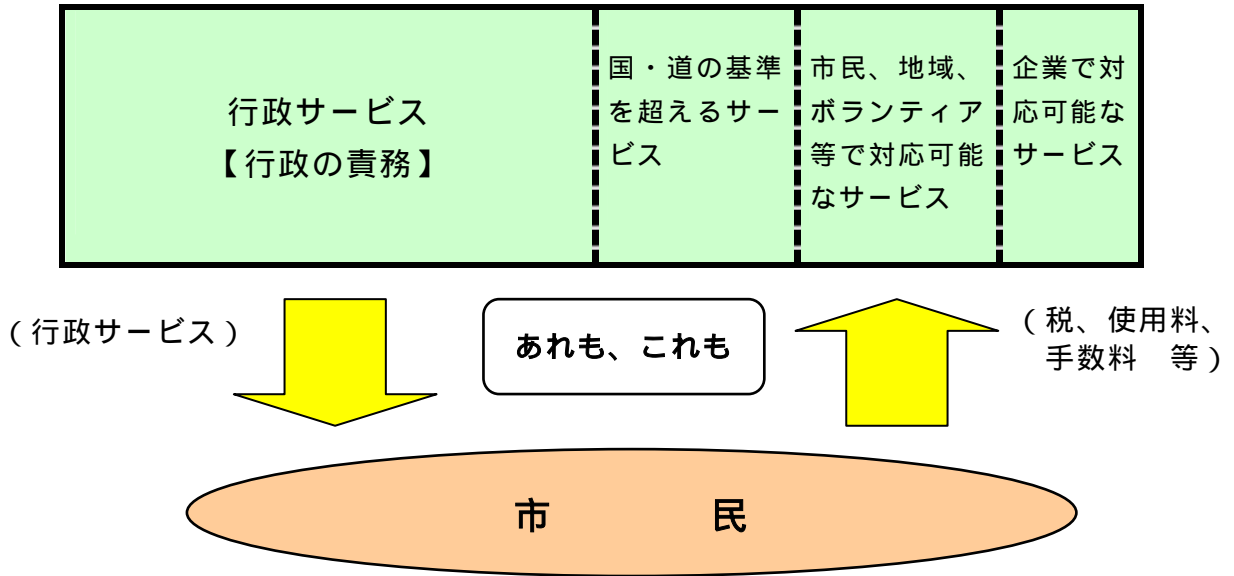
公共施設の使用料金や手数料等の設定については、受益者負担の適正化の見地から、設定基準を策定し、改定時期の明確化、市外利用者料金の導入、減免・免除の見直しを行います。

料金改定に関する市民委員会の設置

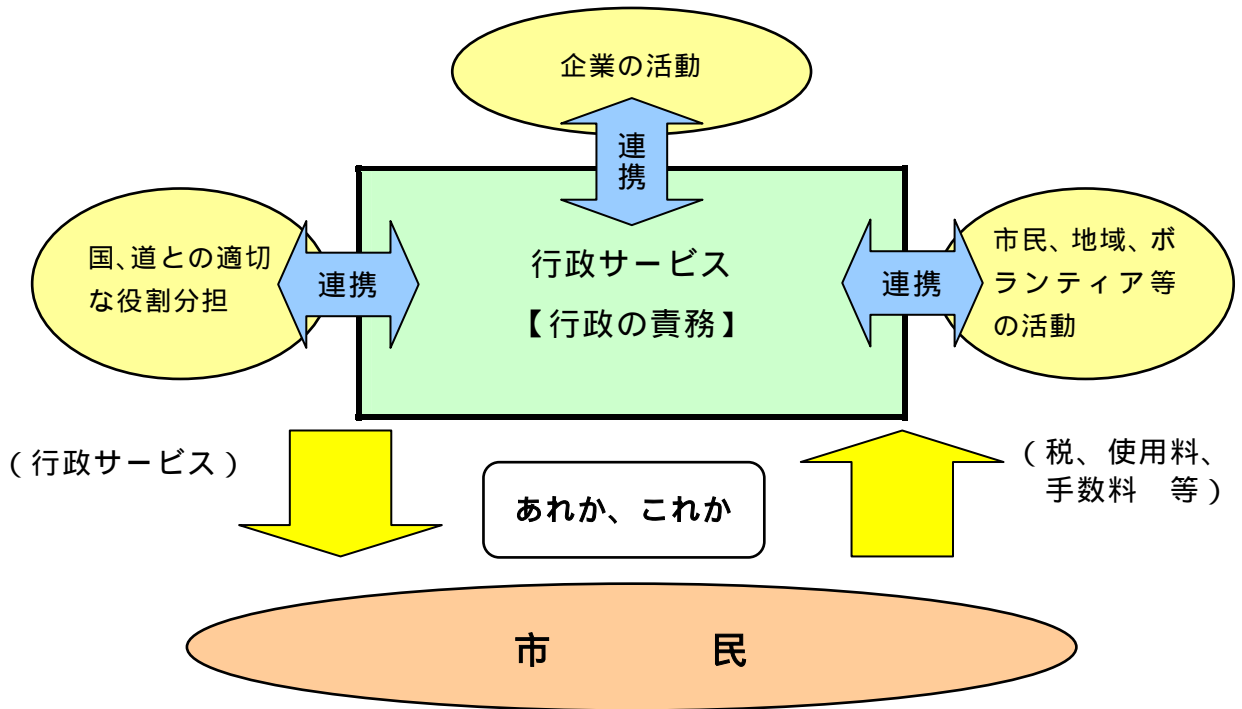
市民全体に影響を及ぼす使用料や手数料を改定する際には、市民参画による委員会を設置するとともに十分な市民説明を行います。

美唄市が目指す行政運営

これまでの公共サービスの姿



これからの公共サービスの姿



3 計画の推進に向けて

推進体制の整備

この計画を推進していくために協働のまちづくりや自治体経営基盤を強化する体制を整備します。

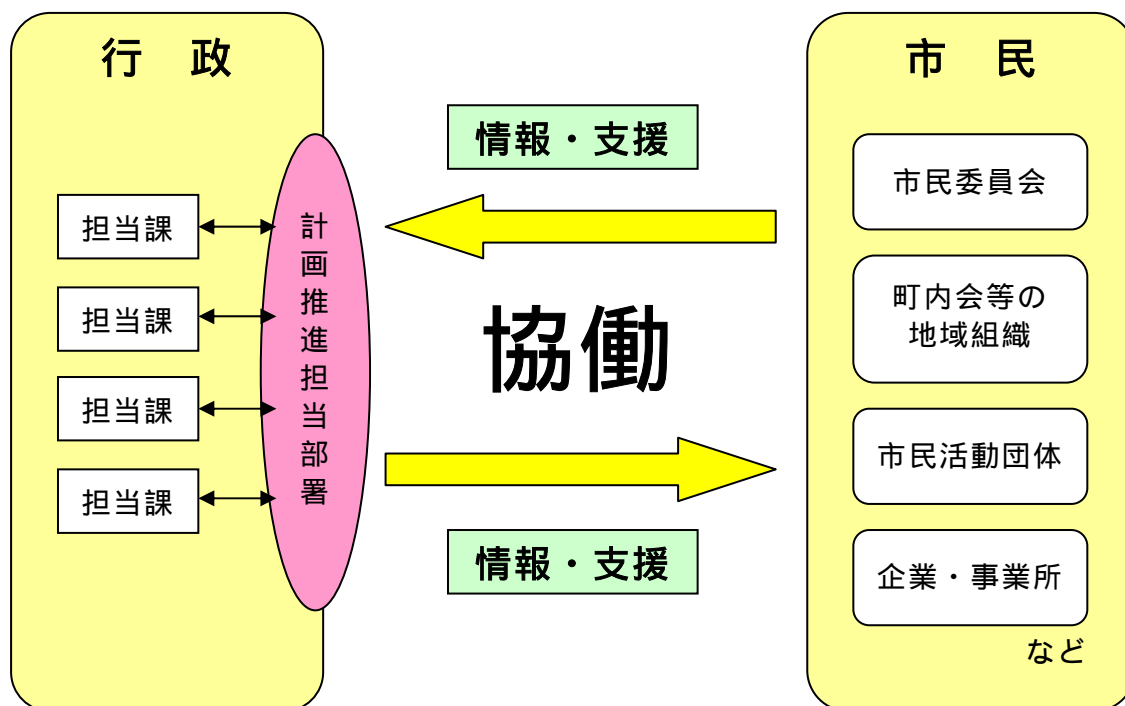


市民と行政の協働による計画の推進

この計画の実施にあたっては、市民参加の委員会や町内会などの地域組織、市民活動団体などと協働して推進します。

また、毎年度、制度の変更や計画の進捗状況などを踏まえ、必要な見直しを行います。

協働による計画推進のイメージ



各 論

自立に向けた施策の方向

1 福祉

美唄らしい「福祉のまちづくり」を進め、必要なサービスを提供します

地域福祉の推進

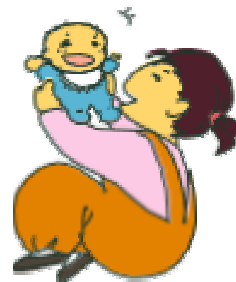
地域福祉は、従来の福祉の枠組みを超えて、日々の「くらしの課題」を地域に暮らす人々の参加と協力の上に成り立つ地域の力と、市役所の支援によって解決していく中で、信頼感で結ばれた安心して暮らせる地域社会を築き上げることが目標です。

福祉のまちづくり条例¹や地域福祉計画²に基づき、「全ての市民が、住みなれた地域でともに支え合い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指していくため、市民ささえあい推進委員会を中心とした地域懇談会の開催、福祉基金を活用した地域福祉ネットワーク補助事業や思いやりの心を育てる福祉教育などを実施していきます。

子育て支援の推進

美唄市における出生数は、平成6年には245人でしたが、その後も年々減少を続けて、平成15年には185人、平成16年11月末現在154人と前年を同月比で20人下回っており、少子化傾向が益々進んでいます。

こうした中、少子化対策を計画的に進めるため「次世代育成支援美唄市行動計画³」を策定し、地域での子育てを支える仕組みづくりや乳幼児を対象としたブックスタート事業⁴など、次代を担う子どもたちを安心して産み育てることに喜びを感じることの出来る環境づくりを推進します。



1,2,3,4 については P44 に用語解説を載せています

高齢者や障がい者の暮らしの安心と社会参加の推進

年齢や障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが生涯にわたり、健康でその人らしく生きがいを持って暮らすことはだれもの願いであり、そのことにより、一人ひとりの持てる力を発揮し、活力ある地域社会を創ることが出来ます。



このため、「高齢者保健福祉計画⁵」、「障害者福祉計画⁶」に基づき、高齢者に対する介護予防に積極的に取り組むほか、障がい者のニーズや適性に応じた自立支援を推進します。

新たな医療体制づくりへの取り組み

地域医療を取り巻く環境は、人口の減少や医師の臨床研修の必修化などによる医師不足など厳しい状況にあることから、市民の皆さんが安心できる医療体制を構築するため、早期に地域医療ビジョン⁷を策定し、市内の医療ニーズに対応した新たな医療体制の確立に取り組めます。



健康づくりの推進

本格的な少子高齢社会のもとで、「健康」は、人それぞれ豊かな人生を実現する面からも、活力ある地域社会を創り上げる面からも、極めて重要な基盤となっています。

このため、子どもから高齢者まで、すべての市民が生涯にわたって健康で安心して生活することができるよう、「びばいヘルシーライフ21⁸」に基づき、市民・地域・行政がそれぞれの特性を活かし、生活習慣の改善に向けた取り組みや、ライフステージに応じた市民主体の健康づくりを推進します。

5,6,7,8 については P44 に用語解説を載せています

2 環境

環境に与える負荷を少なくし、循環型のまちづくりを進めます

環境行動の実施

環境問題は、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での影響が懸念される問題から、廃棄物処理などの地域的な問題までさまざまですが、それぞれの問題に適切に対応していくため、市民・事業者・市が連携して環境保全活動に取り組んでいく必要があります。

市民や事業者への環境に配慮した行動意識の高揚を図るため「美しきまちづくり条例」を制定し、市が率先して環境に配慮した行動を実践しながら、地球環境の保全や循環型社会づくりを進めます。



ごみのリサイクルと広域化処理の推進

ダイオキシン排出規制強化により、平成14年12月からごみ焼却を廃止したことから、ごみの埋め立て処分量が増加しており、ごみの減量化対策を強化する必要があります。



このため、ごみの分別収集やリサイクルの推進と生ごみを含めた可燃ごみの広域処理に向けた取り組みを進めます。

花や緑による美しい景観づくり

花と樹木等による緑豊かな住みよい都市環境は、市民生活に潤いとゆとりをもたらすとともに、環境保全の観点からも継続した取り組みが必要です。

このため、地域や各種団体等との協働による緑化や公園・緑地管理の取り組みを推進します。

9 については P44 に用語解説を載せています

宮島沼の保全と活用及び環境学習の推進

本市の貴重な環境財産である宮島沼をワイズユース(かしこく使う)の視点から策定した「宮島沼保全活用計画¹⁰」に基づいた、周辺整備や市民を対象とした環境学習会の開催などに取り組みます。

自然エネルギーの活用

将来枯渇が予想され、消費される過程で二酸化炭素などの有害物質を発生する化石燃料に変わる新エネルギーとして、自然エネルギーの活用が様々な形で取り組まれています。

本市の地域特性を活かした雪冷熱エネルギーの活用を推進するため策定した「地域新エネルギービジョン¹¹」に基づいて、雪利用技術による産業クラスター¹²の形成や雪冷房の導入に取り組めます。



安全で安心な地域づくり

失業率の上昇など社会情勢の不安定化が進み、高齢者や女性、子どもなどの社会的弱者を狙った犯罪の増加や、犯罪の低年齢化が進んでいます。



このため、地域の防犯意識を高揚し、市民と行政・警察・防犯協会・交通安全協会などの関係機関が連携して防犯活動に取り組むため「生活安全条例¹³」を制定します。

10,11,12,13 については P45 に用語解説を載せています

3 交流

人、自然、歴史など貴重な資源を活用して、まちの活力づくりを進めます

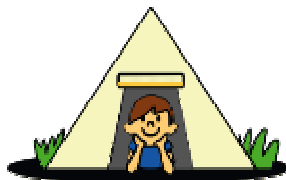
交流活動の拡大

多くの人々が美唄を訪れ、美唄の自然や文化に触れることで生まれる交流の広がりは、地域社会に新しい刺激をもたらす地域全体の活性化に繋がります。

このため、交流拠点施設「ピパの湯 ゆ〜りん館」を核として、アルテピアツァ美唄、宮島沼、炭鉱の産業遺産などの自然や歴史的な地域資源を生かした市内観光ルートづくりや、「スポーツ・レクリエーションの里づくり基本計画¹⁴」の推進、温泉と地域や市内飲食店街を結ぶ交流バスの運行など、交流活動を拡大していきます。

体験型の学習交流の推進

次の時代を担う子どもたちは、塾や自宅での勉強など知識の習得に偏った学習環境や家庭や地域の教育力の低下から、生活体験や自然体験などの機会が失われています。



このため、子どもたちの視野を広め、豊かな創造力と主体的に学ぶ意欲を育てるため、農業体験や自然体験、福祉やボランティア活動などの体験型の学習交流を進めます。

14 については P45 に用語解説を載せています

国際交流の推進

国際化の急速な進展により、海外との人・物・情報の交流が様々な分野において、益々拡大していくことが予想され、国際感覚や外国語の習得が必要になってきます。

このため、国際交流団体と連携して留学生を中心とした市内在住外国人との交流や小中学生の海外派遣、外国人講師による語学教育の拡充など、国際交流を推進します。



都市と農村の交流推進

近年、都会に住む人たちの自然志向が高まりをみせ、都市と農村の交流事業が年々盛んになっており、生活体験や自然体験を通じた活動の場が求められています。

このため、近隣市町村との連携による修学旅行生・消費者などを対象とした農作業体験受け入れや田舎暮らしを体験するグリーン・ツーリズム¹⁵など都市と農村の交流を進めます。

15 については P45 に用語解説を載せています

4 産業・経済

地場産業の振興と新しい産業おこしなどを進め、雇用の場をつくります

安全で安心な農産物づくりと担い手の育成、確保

食品の安全性への関心が高まる中、消費者に信頼される安全で良質な農産物づくりや、安定した農業経営確立のため優れた経営感覚を持つ、担い手の育成・確保が求められています。

このため、人や環境に優しい農産物の生産拡大や有機資源による土づくりなどのクリーン農業の推進や、認定農業者や新規就農者など担い手の育成・確保に取り組みます。

中心市街地の活性化

近年のモータリゼーション¹⁶の進展による購買力の市外流出や郊外型大型店舗の急増、商業における後継者不足から、空き店舗、空き地の増加といった中心市街地の空洞化が深刻な問題になっています。

このため、「中心市街地活性化基本計画」¹⁷を策定するとともに、「TMO構想」¹⁸を支援し、消費者ニーズに対応した魅力ある商店街の整備や空き店舗を活用した販わい創出事業の支援など中心市街地の活性化を進めます。



起業家の育成支援

急速に進展する情報技術（IT）が、21世紀の産業構造や私たちの生活様式を大きく変貌させつつある今日、高度情報化社会に対応した産業の創出への積極的な取り組みが必要となっています。

このため、美唄ハイテクセンターを活用した、IT関連の新技术の研究開発や新規の事業創出などを行う個人及び企業等への育成支援に取り組みます。

16,17,18 については P45 に用語解説を載せています

中小企業への支援

本市の中小企業は、景気低迷の長期化、加速化する技術革新、環境問題への対応などの課題に直面しており、独自のアイデアやノウハウを生かした新分野への進出や新事業の展開が求められています。

こうしたことから、中小企業事業者が参加する研究グループが行う新技術・新製品、その他新たな事業創出を促進するための研究開発、新分野進出などへの支援を行います。

福祉産業づくり

介護保険制度の創設を契機として、福祉分野への民間参入が拡大し、本市においても福祉施設の経営や介護用品の販売などに民間の参入が増加しています。

高齢化の進展により、今後、福祉分野におけるニーズの拡大が予想されることから、地域密着型の福祉産業づくりを進めます。

地域経済の振興

地域経済から生み出される経済的な付加価値（利潤）は、地域内での消費や再投資にまわされることによって、再び地域経済に寄与する波及効果をもたらします。

このことから、農産物の地産地消やコミュニティ・ビジネス¹⁹の振興など、地元産業間の連携や複合化を進め、地域内循環型の産業振興に努めます。

また、本市の基幹産業である農業振興のため、農産物加工施設と販売施設を食の駅（道の駅）とともに設置し、美唄市を通過するだけだった観光客の集客に努めます。

さらに、公共事業の優先順位の明確化と重点化により、事業を厳選しつつ、一定の事業量確保に努めるとともに、地元企業の受注機会の拡大に留意し、地域内で経済が循環するよう配慮します。



19 については P45 に用語解説を載せています

美唄市まちづくり委員会提言に基づくアクションプラン

本年度、市民参画による美唄市まちづくり委員会より、「美唄市自立推進計画に関する提言書」をいただき、この提言書に基づき、下記提言名ごとに具体的な取り組みを行動計画（アクションプラン）として記載しました。

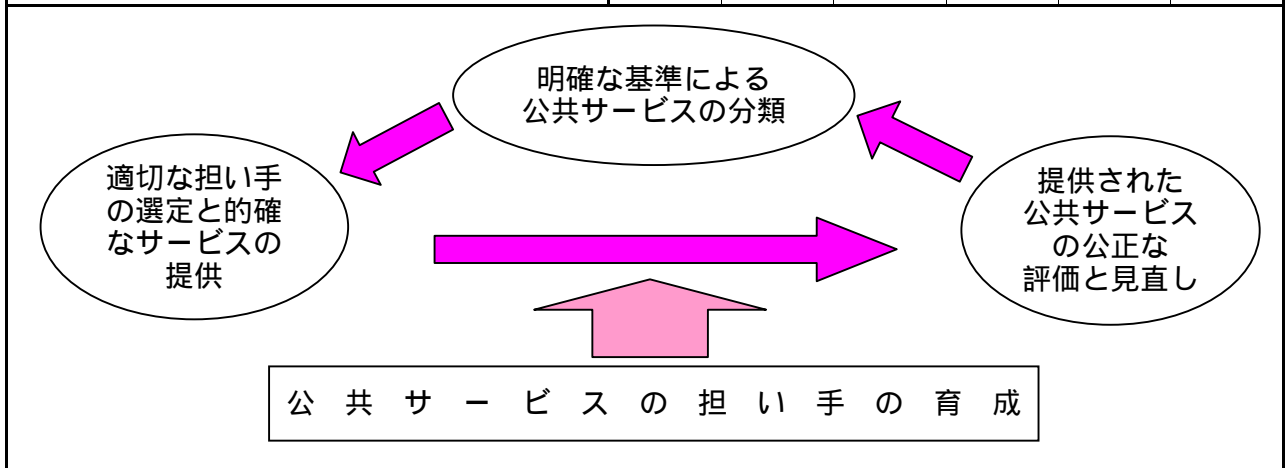
また、このアクションプランの内容や年次計画などを具体的に示すため、19ページから「提言に基づくアクションシート」を作成し、調査・検討・実施について予定時期を記載しました。

提 言 名	取 り 組 み 項 目	アクションシート 番 号
公共サービスの再編	公共サービス分類（担い手選定）基準の策定 点検評価システム内容の策定 担い手の育成の方策	No.1
地域コミュニティの再生	コミュニティ施策担当部署の設置 市民への意識向上のための啓蒙（説明会） 担い手の掘り起こし・育成 地域担当制の実施 情報公開と共有化	No.2
これからの市役所づくり （補助金制度）	既存補助金交付等に関する実態調査 補助金規定・要綱等の策定 公募制の導入 交付基準の設定 市民参加による審査機関の設置 情報公開に関する事	No.3
これからの市役所づくり （公共施設の管理運営）	指定管理者制度の導入（直営・対象外施設除く） 使用料金等の設定基準の作成 使用料金等改定時期の設定 市外利用者料金の設定 使用料金等の有料化 使用料金等の減免・免除の見直し 市民参画による使用料金等関係委員会の設置	No.4
これからの市役所づくり （公共施設の統廃合）	対象公共施設の実態調査・検証 施設管理者ヒアリング及び施設利用者との懇談 統廃合可能施設の確定 統廃合実施時期の確定	No.5

提言に基づくアクションシート

提 言 名	公共サービスの再編
提 言 要 約	<p>公共サービス分類基準の策定による担い手の選定と基準の明示 地域住民の誰もが求めているサービスを、適切かつ平等に提供するという公平性の原則に根ざした「公益性」と、市民生活をおくるために維持・保護されなければならない生活の安全性等の観点から判断される「必需性」の原則の両面から判断して、公共サービスを分類し、最適な担い手を決定する基準を定める。また、市民と行政との相互理解を図るため、その基準を市民に明確に示す。</p> <p>評価システムの導入 提供しているサービスが市民ニーズに的確に答えるものなのか、サービスの質は市民が望んだレベルに達しているかなど、アンケートやモニタリングの手法を用いて実施状況を点検するなどの評価システムを導入し、時代の要請にあったサービスを提供する。</p> <p>担い手の育成 美唄市の将来を考えた場合、行政から市民に委ねるべき公共サービスは増加することが想定されるため、提供者となるべきパートナーたる担い手の育成が必要である。</p>
基本的考え方	市民と行政が地域社会におけるパートナーシップを構築し、ともに地域社会運営の担い手として、限りある財源を最大限に有効に使用して、より良いまちづくりを発展させていくため、自助、共助、公助の基本に立ち返った公共（行政）サービスのあり方を考える。
アクション内容	公共サービスの担い手の選定のため、判定基準を策定する。 実施状況を点検し、評価するシステム内容を策定する。 担い手の現状把握を調査し、今後の担い手の育成等の方策を検討する。

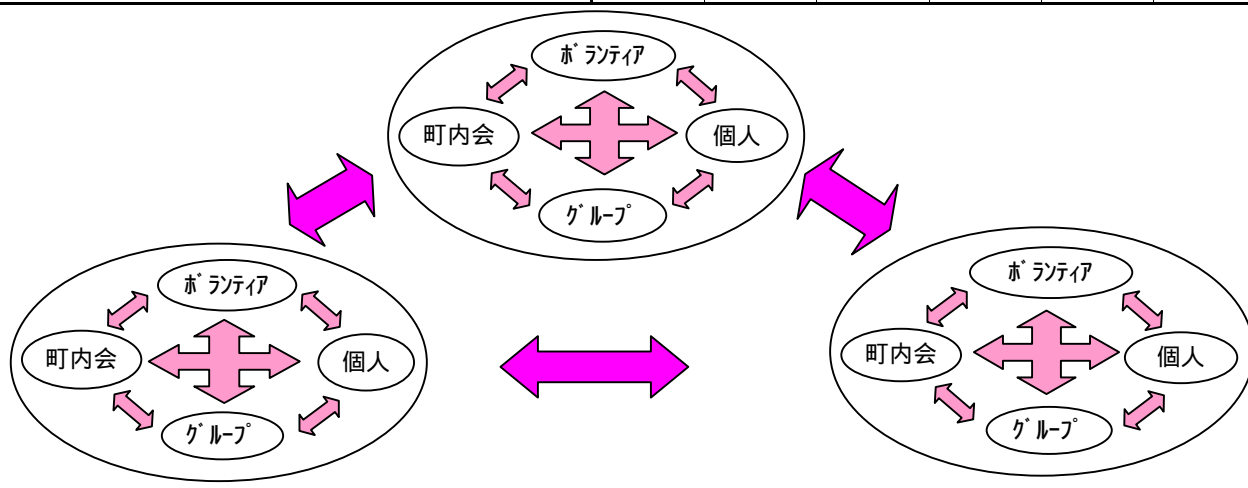
項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
公共サービス分類（担い手選定） 基準の策定		(調査・検討)	(実施)	協働のまちづくりを進めるため、平成19年度に策定予定の基準を平成17年度に繰り上げて策定しました。		
点検評価システム内容の策定		(調査・検討)	(実施)			
担い手の育成の方策		(調査・検討)	(実施)			



提言に基づくアクションシート

提 言 名	地域コミュニティの再生
提 言 要 約	<p>新たな地域コミュニティの創設 町内会や団体・個人が自由に参加出来るオープンで重層的な構造を持つ、新たな地域コミュニティを創設する。</p> <p>新たな地域コミュニティの活動範囲 地域ニーズに対応した、個人レベルから広域的な範囲でのささえ合い活動や、生活環境の整備など地域課題解決のための活動を行い、活動の形態として有償ボランティアやコミュニティビジネスを検討する。</p> <p>市の役割 コミュニティ施策を一元化に推進する部署を設置し、地域担当制や地域の担い手の育成、地域コミュニティ創設時の助言や情報提供を行う。</p>
基本的考え方	<p>住民主体による協働のまちづくりを進める際には、自助・共助・公助の視点を基本とし、住民による自己決定・自己責任が必要となってくる。</p> <p>現在の地域社会においては、核家族化や少子化により世代間の交流が減少したことや、都市化により住民相互の一体感が薄れたことにより、人と人とのふれあいや心の結びつきを大切にする伝統的なコミュニティ意識が希薄化してきている状況となっている。</p> <p>このため、行政としては、コミュニティの再生のため、コミュニティ意識の向上、コミュニティ活動を活発化させるための担い手の掘り起こし・人材の育成、各種地域団体間の連携・交流の促進、コミュニティ活動のネットワークづくり、活動拠点となる場の整備等が必要である。</p>
アクション内容	<p>コミュニティ施策推進部署の設置</p> <p>市民へのコミュニティ意識向上のための啓蒙（説明会）</p> <p>担い手の掘り起こしと育成</p> <p>地域担当制の実施</p> <p>コミュニティに関する情報公開と共有化の促進</p>

項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
コミュニティ施策担当部署の設置 実施済	(実施)	総務部参事（計画担当）において、コミュニティ施策を担当させ、「協働指針」を策定して施策を推進することとしました。				
市民への意識向上のための啓蒙（説明会） 担い手の掘り起こし・育成 地域担当制の実施 情報公開と共有化	(調査・検討)					



提言に基づくアクションシート

提 言 名	これからの市役所づくり（補助金制度）						
提 言 要 約	<p>基本的に全ての補助金を白紙に戻した上での制度の再構築を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付目的、対象事業、対象団体などを盛り込んだ規定の制定 ・ 公益性、有効性などの視点に立った交付基準の策定 ・ 公募制を導入し、第三者による審査機関での審査の実施 ・ 審査のプロセス及び結果の公表 						
基本的考え方	<p>市民活動への補助金は、各種団体が実施する公益的な事業に対し、必要に応じて交付されるもので、公的支援の代表的なものである。</p> <p>「透明性」、「公平性」、「客観性」を確保し、市民と行政とのパートナーシップの確立を推進し、市民に開かれた補助金制度の再構築が必要である。</p>						
アクション内容	<p>既存補助金交付等に関する実態調査 補助金規定・要綱等の再構築 公募制の導入 交付基準の設定 市民参加による審査機関の設置 情報公開に関する事</p>						
項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	
既存補助金交付等に関する実態調査	（実施） →	事務事業評価の際に、補助金に関する調査を合わせて実施。					
補助金規定・要綱等の策定	（調査・検討）	（実施）					
公募制の導入	（調査・検討）	（実施）					
交付基準の設定	（調査・検討）	（実施） 協働のまちづくりを進めるため、平成19年度に設定予定の基準を平成17年度に繰り上げて設定。					
市民参加による審査機関の設置	（調査・検討）	（実施）					
情報公開に関する事	（調査・検討）	（実施）					

提言に基づくアクションシート

提 言 名	これからの市役所づくり（公共施設の管理運営）						
提 言 要 約	<p>公共施設の管理運営については、指定管理者制度を活用する。</p> <p>使用料金等の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直し時期の設定、設定基準の見直し ・利用者数の増加策の検討 ・市民参画による検討委員会の設置 ・市外利用者に対する料金の設定 ・公平性、平等性による減免・免除の実施 						
基本的考え方	<p>「公の施設」の管理については、平成15年9月の地方自治法の改正により、管理委託制度から指定管理者制度に改正され、民間の導入についても認められた。</p> <p>このことから、該当する現在の公共施設あるいは新しい公共施設については、平成18年9月1日までの経過措置期間内に直営か指定管理者かを定める事となっているが、直営で実施していく施設についても、管理運営経費等を考慮した場合、可能な限り指定管理者制度を活用していく必要がある。</p> <p>施設の使用料金等については、財政状況が非常に厳しい現在、施設の管理運営のための大事な経費であり、受益者（利用者）負担の原則に基づき適正に設定する必要がある。</p>						
アクション内容	<p>指定管理者制度の導入の促進</p> <p>使用料金等の設定基準の作成</p> <p>使用料金等改定時期の設定</p> <p>市外利用者料金の設定</p> <p>使用料金等の新設（有料化）</p> <p>使用料金等の減免・免除の見直し</p> <p>市民参画による使用料金等に関する委員会の設置</p>						
項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	
指定管理者制度の導入 （直営・対象外施設除く）	(検討)	(実施)	平成17年度中に準備を進め、39施設について平成18年度から導入し、他の施設はさらに検討することとしました。				
使用料金等の設定基準の作成	実施済	(実施)					財政健全化を進めるため、平成18年度に作成予定の基準を平成17年度に繰り上げて作成しました。
使用料金等改定時期の設定	実施済	(実施)	同 上				
市外利用者料金の設定	(検討)	(実施)					
使用料金等の有料化	(検討)	(実施)					
使用料金等の減免・免除の見直し	(検討)	(実施)					
市民参画による使用料金等 関係委員会の設置	(検討)	(実施)					

提言に基づくアクションシート

5

提 言 名	これからの市役所づくり（公共施設の統廃合）						
提 言 要 約	公共施設の統廃合検討時、留意事項 ・生活圏域を設定し、施設の利用状況、経理状況、人口密度等の調査による検討の必要性 ・施設統合による廃止施設の跡利用の検討の必要性 ・利用者との十分な協議の実施 ・地域のコミュニティの場として基本的に必要性が高いという認識						
基本的考え方	公共施設の統廃合については、 少子高齢化による施設利用者数の減少及び建設後相当年数が経過している施設の補修費が増加しているなどの状況にあり、公共施設の効率的管理運営を考える上で施設の統廃合について検討していく必要がある。						
アクション内容	公共施設の実態調査・検証（利用・経理状況、人口密度他） 施設管理者ヒアリング、施設利用者等との懇談 統廃合可能施設の確定 統廃合実施時期の検討						
項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	
対象公共施設の実態調査・検証	（検討）	（実施）					
施設管理者ヒアリング 及び施設利用者との懇談		（実施）					
統廃合可能施設の確定		（検討）		（実施）			
統廃合実施時期の確定		（検討）		（実施）			

行財政改革に関するアクションプラン

行財政改革のための見直し課題・項目は多数ありますが、その内、主な物についての具体的な取り組みを行動計画（アクションプラン）として記載しました。

また、このアクションプランの内容や年次計画などを具体的に示すため、26ページから「行財政改革に関するアクションシート」を作成し、検討・実施について予定も含めて記載しました。

実施にあたっては、市民の皆様・施設利用者の方々・関係機関などとの十分な協議を行い、理解を得ながら見直し項目の実現を進めてまいります。

なお、記載していない課題・項目についても継続して見直しの検討を行っていきます。

課 題 名	見 直 し 項 目	アクションシート 番 号
給料等の見直し 職員他定員数の見直し 消防団の再編	特別職給料等の見直し 一般職給料等の見直し 一般職特殊勤務手当の見直し 職員定員適正化計画の策定 市議会議員定数の見直し 特別職・一般職の給与及び退職金の見直し 消防団の再編	No.1
使用料・手数料等改定 介護保険料改定	事業系ごみ処理手数料改定 市立保育所保育料改定 一時保育料改定 へき地保育所保育料の階層区分見直し ピパオイの里プラザ使用料改定 体験交流館・登り窯使用料改定 公営住宅使用料等見直し 公営住宅使用料の減免見直し 消防手数料改定 水道料金改定 市立幼稚園保育料改定 市民会館使用料改定 市民会館市外利用者料金設定 放課後児童施設負担金改定 郷土史料館入館料改定 アルテピアッツァ美唄使用料改定 体育施設使用料改定 体育施設使用料の減免見直し 介護保険料改定 し尿くみ取り手数料改定 食事サービス負担金の改定 パークゴルフ場使用料設定 し尿くみ取り手数料改定 (下水道供用開始区域内未水洗化世帯対象) へき地保育所保育料の改定 下水道使用料改定 体育・文化施設の市外利用者料金の設定	No.2 No.3 No.4
受益者負担導入（有料化）	家庭ごみ処理に伴う手数料の有料化 粗大ごみ処理に伴う手数料の有料化 公民館桜井邸分館の使用に伴う有料化 法律相談に伴う手数料の有料化 子育て広場（子育て支援センター）使用料の有料化	No.5

課 題 名	見 直 し 項 目	ア/ク/ヨ/シ/ト 番 号
公共施設の効率的運営 (指定管理者制度の導入)	美唄市共同浴場 し尿処理場 ごみ処理センター 火葬場「美唄斎苑」 地域福祉会館(14箇所) 地域生活館(5箇所)(進徳・南美唄・東明・共練・落合) 東地区生活支援センター へき地保育所(5箇所) 交流拠点施設(ゆ~りん館) パークゴルフ場と国設スキー場 体験交流施設(体験交流館・登り窯) ピパオイの里プラザ 営農改善センター(北美唄・豊葦) 上美唄北開拓婦人ホーム 米穀乾燥処理調製施設 小麦集出荷調製施設 公園の一部 温水プール アルテピアッツァ美唄 郷土史料館 公民館・分館 市民会館 総合体育館・体育センター サン・スポーツランド美唄 野球場・陸上競技場	No.6 No.7 No.8
公共施設の効率的運営 (統廃合、民営化、他)	老人寿の家(東、東明)の廃止 勤労青少年ホームと児童館の複合施設 アルテピアッツァ美唄の冬期間閉館 南美唄出張所の業務委託(追加) 恵風園・恵祥園の民営化 地域生活館(我路地区を除く)の廃止 老人寿の家(南美唄地区)の廃止	No.9
人口減に伴う整理統合	中央幼稚園の配置見直し 光珠内中央小学校の配置見直し 茶志内・西美唄中学校の配置見直し 三井美唄幼稚園の配置見直し へき地保育所の統廃合	No.10
経営の健全化及び効率化 事務事業の見直し	下水道整備区域の変更(南美唄地区の縮小・落合地区の削減) 市民バス中吊り広告の検討 市民バス交通体系の見直し ストック計画による市営住宅の建て替え・民間活力の活用等の検討 個別排水処理施設(~H19計画内)の見直し H20以降の個別排水処理施設整備事業の見直し 家族介護用品支給対象者の見直し	No.11
美唄市第2次行政改革 実施計画の検討課題	団体事務局の自主運営化 公共工事コスト縮減 学校公務補業務の民間委託 教育施設の複合利用 し尿処理の下水道終末処理施設での一元化 下水道事業の公営企業化 幼稚園教員給与の見直し	No.12 No.13
集中改革プラン追加項目 (H18.3追加)	地方公営企業の経営健全化 第三セクターの経営改革 地方公社(土地開発公社)の経営健全化	No.14 No.15 No.16

行財政改革に関するアクションシート

課 題 名	給料等の見直し、職員他定員数の見直し、消防団の再編					
担当部・課名	総務部総務課、議会事務局、消防本部					
基本的考え方	<p>給料等の見直し 美唄市の厳しい財政状況から、特別職を始め一般職を対象とし、給料等の削減が必要である。また、一般職の特殊勤務手当の見直しについても、実施の必要がある。</p> <p>職員他定員数の見直し 美唄市の厳しい財政状況の中、健全経営を行っていく上で、一般職員・市議会議員等の適正な定員数の見直しが必要である。</p> <p>消防団の再編 災害形態の複雑多様化及び社会環境の変化に対応する効率的な消防体制を創るとともに、分団詰所の老朽化による維持管理費の増加などの対策として、消防団の再編を行っていく必要がある。</p> <p>計画期間内検討項目 この項目については、検討期間を平成19年度までとし、その実施の可否を決定する。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
特別職給料等の見直し 実施済	(実施)	給与抑制措置を平成16～17年度で実施。				
一般職給料等の見直し 実施済	(実施)	給与抑制措置を平成16～17年度で実施。				
一般職特殊勤務手当の見直し	(実施)	18年度一部実施、継続協議中。				
職員定員適正化計画の策定 実施済	(実施)	平成17年度策定。目標値 H22.4.1の職員数 392人 H17.4.1の職員数426人との比較 34人 8.0% H18.4.1の職員数415人との比較 23人 5.5%				
市議会議員定数の見直し		(実施)	22人 16人 (H19改選時から適用)			
消防団の再編 変更	(検討)	(実施)	(実施)	平成18年度中の地元協議等を経て、平成19年度実施予定。		
【計画期間内検討項目】						
特別職・一般職の給与及び退職金の見直し	(検討)	18年度から特別職の給料月額改定 「備考」参照 18年度の特別職抑制措置 期末手当1月分削減 18年度の一般職抑制措置 勤勉手当削減 (管理職1月分、係長以下0.8月分) 18年度から農業委員会委員報酬改定「備考」参照				
備 考	特別職給料月額改定 (18年4月から)		市 長	9 0 5 , 0 0 0 円	8 1 5 , 0 0 0 円	
			助 役	7 2 7 , 0 0 0 円	6 5 5 , 0 0 0 円	
			教育長	6 4 2 , 0 0 0 円	5 7 8 , 0 0 0 円	
	(給料月額減額改定に伴い退職金額も減額になる。)					
	農業委員報酬月額改定 (18年4月から)		会 長	5 9 , 5 0 0 円	5 6 , 5 0 0 円	
			会長代理	4 7 , 0 0 0 円	4 4 , 5 0 0 円	
			委 員	4 2 , 0 0 0 円	4 0 , 0 0 0 円	

行財政改革に関するアクションシート

課 題 名	使用料・手数料等改定					
担当部・課名	市民部環境課、保健福祉部児童家庭課 経済部（交流推進課、参事（交流施設担当））、建設部建築住宅課 消防本部、水道部業務課					
基本的考え方	<p>使用料・手数料等は、受益者（利用者）負担の原則に基づき、利用者本位のサービスの向上と経営努力の推進を前提とし、住民間の負担の公平を図る観点より、事務事業運営に直接必要な経費の範囲内において、利用者が一定の基準により負担するものである。</p> <p>また、施設の適正な管理運営を行うため、管理運営状況を把握した中で、定期的な料金等の見直しが必要である。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
事業系ごみ処理手数料改定 変 更	(検討)	(実施)	(実施)	家庭ごみ等の有料化に合わせて平成19年7月改定予定。		
市立保育所保育料改定 実施済	(実施)	平成17年4月から実施。 平成14年度から17年度までに、所得階層区分を国の基準に合わせて、12階層を7階層に段階的に改定。				
一時保育料改定 実施済	(実施)	平成17年4月から実施。				
へき地保育所保育料の階層区分見直し	(検討)	(実施)	平成18年4月から実施予定。			
ピパオイの里プラザ使用料改定 変 更	(検討)	(実施)	平成18年度からの指定管理者制度導入に伴い、改めて改定時期を検討することとした。			
体験交流館・登り窯使用料改定 実施済	(実施)	平成17年4月改定。 ・個人500円 200円 ・団体400円～450円 150円（15人以上） ・電気窯素焼400円、本焼600円 ・登り窯本焼1,000円/kg ・粘土代500円 200円				
公営住宅使用料等見直し	(検討)	駐車場使用料の見直しを検討中。				
公営住宅使用料の減免見直し 実施済	(実施)	平成17年10月から実施。 生活保護基準以下 収入なし 免除 免除、収入あり 免除 9割減額 生活保護基準の1.1倍まで7割減額 6割減額、1.2倍まで5割減額 4割減額、1.3倍まで3割減額 2割減額、1.5倍まで1割減額 減額なし				
消防手数料改定 変 更	(検討)	(実施)	(実施)	平成19年4月実施予定。		
水道料金改定 変 更	(検討)			(実施)	(実施)	
備 考	事業系ごみ手数料 市立保育所保育料 一時保育料		平成9年度改定 平成16年度改定 平成13年度実施			
	ピパオイの里プラザ使用料 体験交流館・登り窯使用料		平成9年度改定 平成15年度設定			
	消防手数料 水道料金		平成11年度改定 平成9年度改定（消費税内税化）			

行財政改革に関するアクションシート

課 題 名	使用料・手数料等改定、介護保険料改定					
担当部・課名	教育委員会（学務課、市民会館、生涯学習課、体育振興課） 保健福祉部高齢者介護福祉課					
基本的考え方	<p>使用料・手数料等改定 使用料・手数料等は、受益者（利用者）負担の原則に基づき、利用者本位のサービスの向上と経営努力の推進を前提とし、住民間の負担の公平を図る観点より、事務事業運営に直接必要な経費の範囲内において、利用者が一定の基準により負担するものである。</p> <p>また、施設の適正な管理運営を行うため、管理運営状況を把握した中で、定期的な料金等の見直しが必要である。</p> <p>介護保険料改定 介護保険法の目的（要介護状態の者が、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る。）に基づき介護保険事業を進め、法第129条第3項により、概ね3年を通じ財政の均衡を保たなければならない。</p> <p>このことから、概ね3年毎に保険料の見直しを行う必要がある。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
市立幼稚園保育料改定 変更	(検討)	(実施)	(実施)	平成19年4月実施予定。		
市民会館使用料改定 変更	(検討)	(実施)	(実施)	平成19年4月実施予定。		
市民会館市外利用者料金設定 変更	(検討)	(実施)	検討中。			
放課後児童施設負担金改定	(検討)	(実施)	平成18年4月改定予定。 3,000円/月 4,500円/月			
郷土史料館入館料改定 実施済	(実施)	平成17年6月改定。 一般個人100円 200円、一般団体70円 140円、 小中学生 50円（据置）				
アルテピアッツァ美唄使用料改定 実施済	(実施)	平成17年6月改定。 アートスペース2,620円/4時間 5,000円/日 市民ギャラリー 無料 1室500円/日				
体育施設使用料改定 変更	(検討)	(実施)	(実施)	平成19年4月改定予定。		
体育施設使用料の減免見直し 実施済	(実施)	平成17年6月実施。65歳以上の減免廃止。 総合体育館75円 150円、体育センター50円 100円 温水プール250円 500円				
介護保険料改定	(検討)	(実施)	平成18年4月改定予定。 基準月額 3,200円 3,600円			
備 考	市立幼稚園保育料		昭和62年度改定			
	市民会館使用料		平成9年度改定			
	放課後児童施設負担金		平成13年度設定			
	郷土史料館入館料		平成4年度改定			
	アルテピアッツァ美唄使用料		平成9年度改定			
	体育施設使用料		平成9年度改定			
	介護保険料		平成15年度改定			

行財政改革に関するアクションシート

課 題 名	使用料・手数料等改定					
担当部・課名	市民部環境課、保健福祉部（児童家庭課、高齢者介護福祉課） 経済部参事（交流施設担当）、水道部下水道課、教育委員会体育振興課					
基本的考え方	<p>使用料・手数料等改定 使用料・手数料等は、受益者（利用者）負担の原則に基づき、利用者本位のサービスの向上と経営努力の推進を前提とし、住民間の負担の公平を図る観点より、事務事業運営に直接必要な経費の範囲内において、利用者が一定の基準により負担するものである。</p> <p>また、施設の適正な管理運営を行うため、管理運営状況を把握した中で、定期的な料金等の見直しが必要である。</p> <p>計画期間内検討項目 この項目については、検討期間を平成19年度までとし、その実施の可否を決定する。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
し尿くみ取り手数料改定 実施済	(実施)	平成17年7月改定。 10リットル当たり46円 55円				
食事サービス負担金の改定 実施済	(実施)	平成17年5月改定。 自己負担額1食350円 400円				
パークゴルフ場使用料設定 実施済	(実施)	平成17年5月設定。 中学生以上1回券500円、回数券（11枚綴り）5,000円 小学生以下1回券300円、回数券（11枚綴り）3,000円 用具貸出料 クラブ1本200円、ボール1個100円				
【計画期間内検討項目】						
し尿くみ取り手数料改定 <small>（下水道供用開始区域内未水洗化世帯対象）</small>	(検討)	→ 検討中。				
へき地保育所保育料の改定	(検討)	→ 検討中。				
下水道使用料改定	(検討)	→ 検討中。				
体育・文化施設の市外利用者料金の設定	(検討)	→ 検討中。				
備 考	<p>し尿くみ取り手数料 平成2年度改定</p> <p>食事サービス負担金 平成4年度設定</p> <p>下水道使用料 平成15年度改定</p>					

行財政改革に関するアクションシート

5

課 題 名	受益者負担導入（有料化）																																																		
担当部・課名	市民部（市民課、環境課）、保健福祉部児童家庭課 教育委員会公民館																																																		
基本的考え方	<p>使用料・手数料等改定 使用料・手数料等は、受益者（利用者）負担の原則に基づき、利用者本位のサービスの向上と経営努力の推進を前提とし、住民間の負担の公平を図る観点より、事務事業運営に直接必要な経費の範囲内において、利用者が一定の基準により負担するものである。</p> <p>計画期間内検討項目 この項目については、検討期間を平成19年度までとし、その実施の可否を決定する。</p>																																																		
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2																																													
【計画期間内実施項目】																																																			
家庭ごみ処理に伴う手数料の有料化 変 更	(検討)	(実施)	(実施)	審議会諮問中。 平成19年7月実施予定。																																															
粗大ごみ処理に伴う手数料の有料化 変 更	(検討)	(実施)	(実施)	審議会諮問中。 平成19年7月実施予定。																																															
公民館桜井邸分館の使用に伴う有料化 変 更	(検討)	(実施)	検討中。																																																
【計画期間内検討項目】																																																			
法律相談に伴う手数料の有料化	(検討)	検討中。																																																	
子育て広場（子育て支援センター） 使用料の有料化	(検討)	検討中。																																																	
備 考	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ごみ収集量(ton)</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">H13</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">H14</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">H15</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">H16</td> </tr> <tr> <td>燃やせる・燃やせないごみの量</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">10,564</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">10,873</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">10,493</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">10,819</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみの量</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">209</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">266</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">178</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">212</td> </tr> <tr> <td>公民館桜井邸分館利用状況 (H16公民館本館有料化)</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">H13</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">H14</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">H15</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">H16</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">519人</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">466人</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">339人</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">486人</td> </tr> <tr> <td>法律相談件数</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">H13</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">H14</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">H15</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">H16</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">192件</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">199件</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">197件</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">120件</td> </tr> <tr> <td>子育て広場利用状況 (親子での1日平均利用者数)</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">H13</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">H14</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">H15</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">H16</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">20組</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">46人</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">44人</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">35人</td> </tr> </table>						ごみ収集量(ton)	H13	H14	H15	H16	燃やせる・燃やせないごみの量	10,564	10,873	10,493	10,819	粗大ごみの量	209	266	178	212	公民館桜井邸分館利用状況 (H16公民館本館有料化)	H13	H14	H15	H16		519人	466人	339人	486人	法律相談件数	H13	H14	H15	H16		192件	199件	197件	120件	子育て広場利用状況 (親子での1日平均利用者数)	H13	H14	H15	H16		20組	46人	44人	35人
ごみ収集量(ton)	H13	H14	H15	H16																																															
燃やせる・燃やせないごみの量	10,564	10,873	10,493	10,819																																															
粗大ごみの量	209	266	178	212																																															
公民館桜井邸分館利用状況 (H16公民館本館有料化)	H13	H14	H15	H16																																															
	519人	466人	339人	486人																																															
法律相談件数	H13	H14	H15	H16																																															
	192件	199件	197件	120件																																															
子育て広場利用状況 (親子での1日平均利用者数)	H13	H14	H15	H16																																															
	20組	46人	44人	35人																																															

行財政改革に関するアクションシート

6

課 題 名	公共施設の効率的運営（指定管理者制度の導入）					
担当部・課名	市民部（市民課、環境課） 保健福祉部（福祉課、高齢者介護福祉課、児童家庭課）					
基本的考え方	<p>公の施設の管理については、平成15年9月地方自治法の改正により、地方自治体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入された。</p> <p>この改正の目的は、住民サービスの向上・行政コストの縮減等を図ることであり、制度を活用することにより、地域の振興及び活性化並びに行政改革の推進に繋げる事を期待している。</p> <p>このことから、美唄市に存在する公の施設について導入を推進していく必要がある。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
美唄市共同浴場	（検討）	（実施）	平成18年4月から導入予定。			
し尿処理場	（検討）	（実施）	平成18年4月から導入予定。			
ごみ処理センター	（検討）	（実施）	平成18年4月から導入予定。			
火葬場「美唄斎苑」	（検討）	（実施）	平成18年4月から導入予定。			
地域福祉会館（14箇所）	（検討）	（実施）	平成18年4月から導入予定。			
地域生活館（5箇所） （進徳・南美唄・東明・共練・落合）	（検討）	（実施）	平成18年4月から導入予定。			
東地区生活支援センター	（検討）	（実施）	平成18年4月から導入予定。			
へき地保育所（5箇所） （茶志内・峰延・西美唄・進徳・中村）	（検討）	（実施）	平成18年4月から導入予定。			
備 考						

行財政改革に関するアクションシート

7

課 題 名	公共施設の効率的運営（指定管理者制度の導入）					
担当部・課名	経済部（交流推進課、参事（交流施設担当）、農政課）、建設部都市計画課					
基本的考え方	<p>公の施設の管理については、平成15年9月地方自治法の改正により、地方自治体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入された。</p> <p>この改正の目的は、住民サービスの向上・行政コストの縮減等を図ることであり、制度を活用することにより、地域の振興及び活性化並びに行政改革の推進に繋げる事を期待している。</p> <p>このことから、美唄市に存在する公の施設について導入を推進していく必要がある。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
交流拠点施設（ゆ～りん館）	（検討）	（実施）				
	平成18年4月から導入予定。					
パークゴルフ場と国設スキー場 変更	（検討）	（実施）				
	2施設セットで導入を検討中。					
体験交流施設（体験交流館・登り窯） 変更	（検討）	（実施）				
	利用状況、経費等把握のうえ、さらに検討。					
ピパオイの里プラザ	（検討）	（実施）				
	平成18年4月から導入予定。					
営農改善センター（北美唄・豊葦）	（検討）	（実施）				
	平成18年4月から導入予定。					
上美唄北開拓婦人ホーム	（検討）	（実施）				
	平成18年4月から導入予定。					
米穀乾燥処理調製施設	（検討）	（実施）				
	平成18年4月から導入予定。					
小麦集出荷調製施設	（検討）	（実施）				
	平成18年4月から導入予定。					
公園の一部	（検討）	（実施）				
	平成18年4月から和田公園に導入予定。					
備 考						

行財政改革に関するアクションシート

課 題 名	公共施設の効率的運営（指定管理者制度の導入）					
担当部・課名	教育委員会（体育振興課、生涯学習課、公民館、市民会館）					
基本的考え方	<p>指定管理者制度の導入 公の施設の管理については、平成15年9月地方自治法の改正により、地方自治体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入された。 この改正の目的は、住民サービスの向上・行政コストの縮減等を図ることであり、制度を活用することにより、地域の振興及び活性化並びに行政改革の推進に繋げる事を期待している。 このことから、美咲市に存在する公の施設について導入を推進していく必要がある。</p> <p>計画期間内検討項目 この項目については、検討期間を平成19年度までとし、その実施の可否を決定する。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
温水プール	(検討)	(実施)	平成18年4月から導入予定。			
アルテピアッツァ美咲	(検討)	(実施)	平成18年4月から導入予定。			
郷土史料館	(検討)	(実施)	検討中。			
公民館・分館	(検討)	(実施)	検討中。			
市民会館	(検討)	(実施)	検討中。			
【計画期間内検討項目】 (直営公共施設)						
総合体育館・体育センター	(検討)	平成19年度以降の導入を検討中。				
サン・スポーツランド美咲	(検討)	平成19年度以降の導入を検討中。				
野球場・陸上競技場	(検討)	平成19年度以降の導入を検討中。				
備 考						

行財政改革に関するアクションシート

課 題 名	公共施設の効率的運営（統廃合、民営化、他）					
担当部・課名	保健福祉部福祉課、恵風園・恵祥園、教育委員会生涯学習課、市民部南美唄出張所					
基本的考え方	<p>公共施設の統廃合 各施設の効率的運営を考える場合において、施設は建設後相当年数が経過し、老朽化が進んでいる状況であるため、毎年相当な維持修理等の管理費用が掛かっている状況及び少子高齢化による利用者数の減等から施設本来のあり方を考え、利用状況等を把握し、利用者の了解の上統廃合を進めていく必要がある。</p> <p>公共施設の民営化 民間活力の導入による新たな発想による市民サービスの向上・効率的運営の確保、財政経営健全化（公共施設の管理運営費等の削減）の確保などから、公共施設において可能な範囲で民営化を進めていく必要がある。</p> <p>その他 アルテピアッツァ美唄については、施設の効率的視点より冬期間の閉館について実施していく必要がある。</p> <p>計画期間内検討項目 この項目については、検討期間を平成19年度までとし、その実施の可否を決定する。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
老人寿の家（東、東明）の廃止 変 更	(検 討)	(実 施)	南美唄老人寿の家の整理に合わせて検討。			
勤労青少年ホームと児童館の複合施設 実 施 済	(実 施)	平成17年4月から試行的に実施。				
アルテピアッツァ美唄の冬期間閉館 変 更	交流のまちづくりを進めるうえで通年開館とし、平成18年4月から指定管理者制導入することとした。					
南美唄出張所の業務委託 追 加		(実 施)				
【計画期間内検討項目】						
恵風園・恵祥園の民営化	(検 討)	検討中。				
地域生活館（我路地区を除く）の廃止	(検 討)	廃止の方向で検討中。				
老人寿の家（南美唄地区）の廃止	(検 討)	南美唄福祉会館が整備された段階で廃止することとする。				
備 考	南美唄出張所の業務委託については、南美唄郵便局に委託することとし、地域との協議に基づき、同郵便局内への住民相談窓口の設置・南美唄出張所の廃止を検討する。					

行財政改革に関するアクションシート

10

課 題 名	人口減に伴う整理統合					
担当部・課名	教育委員会学務課、保健福祉部児童家庭課					
基本的考え方	<p>人口減に伴う整理統合 少子化及び過疎化の影響による定員数割れの状況の中にあつて、公立幼稚園は将来的には幼稚園教育を私立幼稚園に担ってもらふこと、また、小・中学校にあつては、少人数学校が増えてきており、適正な教育環境を整備する必要があること、更にへき地保育所においても児童数の減少、建物の老朽化による改修の必要性が出ていること等から、施設の整理統合を実施していく必要がある。</p> <p>計画期間内検討項目 この項目については、検討期間を平成19年度までとし、その実施の可否を決定する。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
中央幼稚園の配置見直し	(検討)			(実施)	検討中。	
光珠内中央小学校の配置見直し	(検討)		(実施)	(実施)	地元との協議中。 平成21年4月実施予定	
茶志内・西美唄中学校の配置見直し	(検討)		(実施)	(実施)	地元との協議中。 平成20年4月実施予定	
【計画期間内検討項目】						
三井美唄幼稚園の配置見直し	(検討)			園児数の動向等を見ながら検討する。		
へき地保育所の統廃合	(検討)			園児数の動向等を見ながら検討する。		
備 考						




行財政改革に関するアクションシート

課 題 名	経営の健全化及び効率化、事務事業の見直し					
担当部・課名	市民部（市民課、環境課）、保健福祉部高齢者介護福祉課 建設部建築住宅課、水道部下水道課					
基本的考え方	<p>経営の健全化及び効率化 各事業を進める上では、各会計で経営感覚を持ち実施しているが、更なる経営努力が必要である。また、経営の健全化のため、効率性を考慮した見直しを実施していく必要がある。</p> <p>事務事業の見直し 各種事務事業における適正化、効率性、費用対効果等の把握により、事業の継続・見直しを決定していく必要がある。</p> <p>計画期間内検討項目 この項目については、検討期間を平成19年度までとし、その実施の可否を決定する。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
【計画期間内実施項目】						
下水道整備区域の変更 (南美唄地区の縮小、落合地区の削減)	(検討)	(実施)		地域の状況を勘案しながら検討する。		
市民バス中吊り広告の検討	(検討)	(実施)	平成17年度から広告募集。			
【計画期間内検討項目】						
市民バス交通体系の見直し	(検討)	検討中。				
ストック計画による市営住宅の建て替え・民間活力の活用等の検討	(検討)	検討中。				
個別排水処理施設（～H19計画内）の見直し	(検討)	制度・事業規模について検討中。				
H20以降の個別排水処理施設整備事業の見直し	(検討)	制度・事業規模について検討中。				
家族介護用品支給対象者の見直し	(検討)	市単費で行っている要介護3について検討中。				
備 考	<p>家族介護用品支給 H15対象者の見直し実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護1, 2の高齢者を対象外 ・要介護4, 5の入院加療中の高齢者を対象 					

行財政改革に関するアクションシート



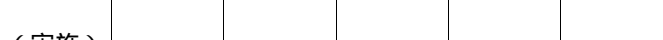


第2次行政改革 実施計画課題名	団体事務局の自主運営化、公共工事コスト縮減 学校公務補業務の民間委託、教育施設の複合利用					
担当部・課名	各担当課、建設部各課、水道部各課、教育委員会学務課					
基本的考え方	<p>【下記課題については、検討期間を平成19年度までとし、その実施に向けた取り組みを推進していく。】</p> <p>団体事務局の自主運営化 市が事務局を行っている団体について、団体による事務局業務の自主運営化を推進する必要がある。</p> <p>公共工事コスト縮減 本市の「公共工事コスト縮減に関する行動計画」に基づき実施してきたが、更なるコスト縮減が出来るかどうか検討する必要がある。</p> <p>学校公務補業務の民間委託 学級数の減少や近代校舎の充実で、公務補業務の民間委託を推進する必要がある。</p> <p>教育施設の複合利用 児童生徒の減少に伴う空き教室の有効活用のため、複合利用等を推進する必要がある。</p>					
見直し項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
団体事務局の自主運営化	(検討)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">個別に検討中。</div>				
公共工事コスト縮減	(検討)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">国、道等の状況を勘案のうえ検討する。</div>				
学校公務補業務の民間委託	(検討)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">検討中。</div>				
教育施設の複合利用	(検討)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">検討中。</div>				
備考						

行財政改革に関するアクションシート

第2次行政改革 実施計画課題名	し尿処理の下水道終末処理施設での一元化、下水道事業の公営企業化 幼稚園教員給与の見直し					
担当部・課名	市民部環境課、水道部下水道課、教育委員会学務課					
基本的考え方	<p>【下記課題は中長期的課題であるが、出来る限り早急に検討を進め実施に向けた取り組みを推進していく。】</p> <p>し尿処理の下水道終末処理施設での一元化 下水道未普及地区のし尿、浄化槽汚泥の前処理施設を検討し、終末処理施設での一元化処理の具体的方策を検討する必要がある。</p> <p>下水道事業の公営企業化 下水道事業の経営に資するため、公営企業について検討する必要がある。</p> <p>幼稚園教員給与の見直し 幼稚園教員の給料表について、保育所・一般職員との均衡を考慮し、また、他市の状況を参考にしながら見直しを検討する必要がある。</p>					
見直し項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
し尿処理の下水道終末処理施設での一元化	(検討)			 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">検討中。</div>		
下水道事業の公営企業化	(検討)			 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">検討中。</div>		
幼稚園教員給与の見直し	(検討)			 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">検討中。</div>		
備考						





行財政改革に関するアクションシート（追加分）

14

課 題 名	地方公営企業の経営健全化					
担当部・課名	水道部業務課管理係、病院事務局総務係					
基本的考え方	<p>【水道事業】 経営改革の推進 平成17年から5年を期間とする水道事業財政計画をもとに健全経営に努めているが、平成22年度には不良債務の発生が予想されることから、料金改定を実施するほか民間委託の一層の推進などを検討していく必要がある。</p> <p>【病院事業】 経営改革の推進 中核病院として、市民が安心できる医療サービスの提供を図るため不足する医師の確保に取り組み診療体制の充実を図るとともに経営の健全化を推進する。 第5次病院事業経営健全化計画に基づき、基準変更などにより収入の確保を図るとともに退職不補充による人件費削減などに取り組み、不良債務の確実な解消に努める必要がある。 第5次病院事業経営健全化計画終了後は、新たに自主経営健全化計画を策定し、健全経営に取り組む。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
<p>【水道事業】</p> <p>民間委託の推進</p> <p>水道料金改定（P27～再掲）</p> <p>【病院事業】</p> <p>第5次病院事業経営健全化計画の着実な推進（計画期間：H14～20年度）</p> <p>自主経営健全化計画の策定と推進</p>	<p>（検討）</p>  <p>（検討）</p>  <p>（実施）</p>  <p>（検討）</p>  <p>（実施）</p> 					
備 考	<p>地域医療に関しては、平成17年4月に「美唄市地域医療ビジョン」を策定し、将来のあるべき方向を定め、これに基づく取り組みを進めていくこととしている。</p>					

行財政改革に関するアクションシート（追加分）

15

課 題 名	第三セクターの経営改革					
担当部・課名	経済部参事（第三セクター担当）					
基本的考え方	<p>経営改革の推進 (株)美唄ハイテクセンター（BHC）と北海道中央コンピュータ・カレッジ（HCC）は単年度収支が赤字で累積赤字もそれぞれあり厳しい経営状況となっている。 BHCは建設資金の長期債務の償還が平成19年度で終了し、その後美唄市への貸付金償還を行い経営改善を進めることとしている。 HCCは学校経営の基本である学生数の確保とともに委託事業の収入増を図り、経営改善を進めることとしている。 (株)美唄未来開発センター（BMC）はここ数年経常利益が黒字で配当も行い順調な経営状況にあり、今後民営化についての検討をしていく。</p>					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
B H C 長期債務（日本政策投資銀行）の償還 美唄市貸付金の償還	(実施) 			(実施) 		
H C C 美唄市貸付金の償還		(実施) 				
B M C 民営化の検討	(検討) 					
備 考	(株)美唄ハイテクセンター（BHC） 平成3年9月25日設立 資本金 4億5,600万円 職業訓練法人美唄情報開発学園 北海道中央コンピュータ・カレッジ（HCC） 昭和63年11月1日設立 (株)美唄未来開発センター（BMC） 昭和61年12月23日設立 資本金 5,660万円					

行財政改革に関するアクションシート（追加分）

16

課 題 名	地方公社(土地開発公社)の経営健全化					
担当部・課名	総務部契約管財課					
基本的考え方	保有用地の長期化により金融機関からの借入金利が累積している状況から、事業計画を見直し、保有用地の売却を積極的に進めるとともに、金融機関からの借入金利負担の軽減を図る。					
見 直 し 項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
市からの無利子借入等による金融機関からの借入金の軽減について検討 市からの先行取得依頼による保有用地の計画的な買い戻しについて検討		(検討) 				
		(検討) 				
備 考						

財政推計

1 財政の現状

本市の財政は、市税収入など自主財源が少ないため、国からの交付金である地方交付税に大きく頼る構造となっています。

市では、これまで人件費の縮減や事業の見直しなどを行ってきましたが、長引く景気の低迷等による市税の減収、さらには国の三位一体改革に伴う地方交付税の減額など、大変厳しい財政状況となっています。

このため、厳しい経費の削減や、市民の皆さんに一定の負担をしていただくなど、財政的な自立を目指し取り組んでいかなければなりません。

2 財政の推計

(1)推計にあたっての基本的な考え方

この推計は、計画策定時の推計を平成18年度予算に基づき、再推計したものです。

なお、経済情勢、税制、地方財政制度等は不確定要素が多いことから、基本的に現状で推移することを前提としています。

(2)推計方法の基本事項

推計対象

普通会計（一般、市民バス、土地区画整理事業会計）を対象としています。

推計期間

計画期間である平成17年度から平成32年度までとしています。

前提条件

・経済成長率

本推計期間の経済成長率を「0%」としています。

・人口フレーム

コーホートセンサス変化率法により人口推計を行い、その人口フレームを用いることとしています。

主な推計方法

【収入】

・市税～人口推計の生産年齢人口増減率を参考にしています。

・地方交付税(国からの交付金)～平成18年度交付額を基準に人口推計を勘案し、5年毎に減少するものと見込んでいます。

・市債(借金)～平成18年度予算額を基準に普通建設事業の推移を考慮しています。

【支出】

・人件費～退職者の補充の抑制による一般職員数の縮減及び議員数の縮減等を見込んでいます。

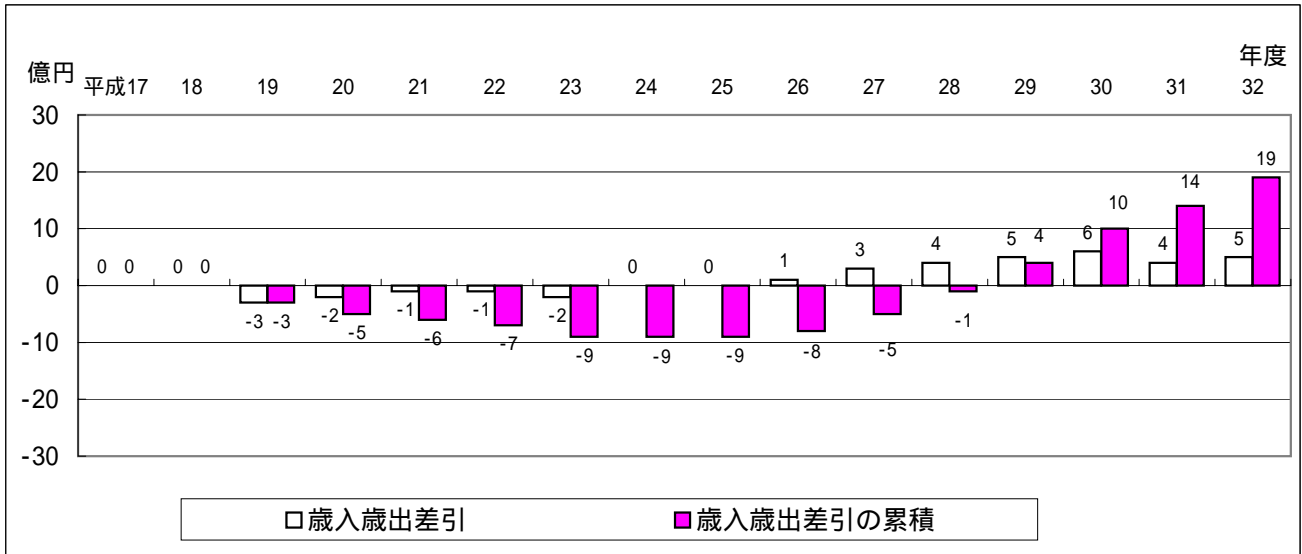
・公債費(借金の返済)～新規発行分について、20年元利均等償還で見込んでいます。

・普通建設事業費(道路や建物などの建設費)～基本的に20億円程度を確保することとし、臨時的な最終処分場整備事業及び区画整理事業については別枠で見込んでいます。

3 推計結果

単年度収支は、平成19年度から平成23年度までマイナスとなり、平成26年度からは黒字に転じ、累積では、平成19年度から平成28年度までマイナスが続くものの、平成29年度からは黒字となっていくます。

歳入歳出差引の推移



科目別歳入歳出の推移

(単位: 億円)

区分		平成17年度	平成18年度	平成22年度	平成27年度	平成32年度
歳入	市税 (市民の皆さんが市に納める税金)	22	22	24	22	21
	地方交付税 (財政力に応じて国が交付するお金)	72	69	67	64	58
	国・道支出金 (特定の目的のため国・道が交付するお金)	30	35	26	25	24
	市債 (資金調達のための長期借入金)	17	30	13	11	11
	その他収入	37	39	35	34	32
	歳入合計	178	195	165	156	146
歳出	人件費 (職員給与、議員報酬など)	31	31	28	25	21
	扶助費 (生活保護、児童手当など)	26	25	24	23	22
	公債費 (借金の返済)	27	25	27	21	18
	普通建設事業費 (道路や建物などの建設費)	24	46	20	20	19
	物件費 (施設管理費、一般事業費)	19	18	18	17	17
	維持補修費 (除排雪、道路建物補修費)	4	4	4	4	4
	企業会計支出金 (病院会計など)	6	5	3	2	1
	特別会計支出金 (下水道会計など)	19	19	20	20	18
	その他	22	22	22	21	21
歳出合計	178	195	166	153	141	
歳入歳出差引額		0	0	-1	3	5
歳入歳出差引累計額		0	0	-7	-5	19

主な歳出削減効果額 (平成22年度まで)

人件費 約3億円	物件費 約1億円	企業会計支出金 約3億円	事務事業の見直し等 約2億円
----------	----------	--------------	----------------

地方債 (借金) 残高の推移

(単位: 億円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成22年度	平成27年度	平成32年度
地方債残高	259	270	236	196	182

用語解説

番号	記 載 名 称	用語の意味、 条例制定・計画策定の時期・目的
1	福祉のまちづくり条例	【H16.3 制定】 福祉のまちづくりを推進するため、その基本理念・事項を定め、市民、事業者、市のそれぞれの役割を明らかにし、市民だれもが安心して生き生きと暮らすことのできる地域社会を市民とともに創造することを目的とした条例。
2	地域福祉計画	【H16.3 策定】 地域で生活している人々の、日々の暮らしの安心を、住民同士の支え合いや行政の支援により住民が主体となって創り上げていくことにより、ともに支え合う地域社会を実現する計画。
3	次世代育成支援美唄市行動計画	【H17.3 策定】 地域における子育ての支援、母性・乳児・幼児の健康の確保・増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する過程に適した良質な住宅・居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進、その他次世代支援対策の実施に関する計画。
4	ブックスタート	母親と赤ちゃんとの間で、肌のぬくもりを感じながら、ことばと心を通わす、そのかけがえのないひとときを「絵本」を介して持つことを応援する運動。
5	高齢者保健福祉計画	【H15.3 策定】 地域の実情に応じた高齢者ケアシステムを、市民との協働により創り上げるなど、「誰もが元気で安心して暮らすことのできるまちびばい」を目指して高齢者保健福祉施策を総合的に推進する計画。
6	障害者福祉計画	【H15.3 策定】 障害の有無に関わらず、市民一人ひとりが生涯、健康で安心して幸せな生活を送ることができるよう、「ノーマライゼーション社会の実現」を目標に、障害者施策の推進を図ることを目的とする計画。 (ノーマライゼーション社会：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマル（普通）な社会であるとの考え方。)
7	地域医療ビジョン	【H17.4 策定】 市民が安心して医療サービスを受けることができる地域医療体制を築くために、策定する将来構想。
8	びばいヘルシーライフ21	【H14.3 策定】 市民一人ひとりが生涯にわたり、健康で安心して幸せな生活を送ることができる「やさしさと健康のまちづくり」をめざした、市民とともに進める健康づくりの指針。
9	美しきまちづくり条例	【H18 制定予定】 地球規模での環境問題（温暖化やオゾン層破壊など）から地域的環境問題（廃棄物処理やゴミのポイ捨てなど）までを、市民・事業者・市が連携して環境保全活動を行っていくための条例。

番号	記 載 名 称	用語の意味、 条例制定・計画策定の時期・目的
10	宮島沼保全活用計画	【H14.3 策定】 ラムサール条約の登録湿地として認定され、マガンの国内最北・最大の寄留地である宮島沼の自然環境を適正に保全し、将来にわたって引き継いでいくために、環境学習や地域振興などの活用のほか、「自然」・「農業」・「観光」・「人・教育」の各視点から推進していく計画。
11	地域新エネルギービジョン	【H15.2 策定】 環境の保全・地域産業の振興などの視点を踏まえ、新エネルギー導入計画の基本的な方向性・地域性にあった導入の促進策などの検討を進める将来構想。
12	産業クラスター	クラスターとは「群」「房」の意味で、取引・技術・情報・資金・人材の面で連結した産業群。
13	生活安全条例	【H18 制定予定】 犯罪や事故を未然に防ぐための意識高揚や活動を行うため、地域住民と関係機関との一体による安全で住みよい地域社会を構築する条例。
14	スポーツ・レクリエーションの 里づくり基本計画	【H11.3 策定】 「交流」をキーワードとして、既存のスポーツ・レクリエーション施設、人的資源・ネットワーク、福祉・医療、農業・農産物、自然などの資源を最大限に活用し、地域の活性化を図る計画。
15	グリーン・ツーリズム	農村地域において、自然や文化、人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす余暇活動で、農業生産活動や農産物を仲立ちとした人的な交流を主体としたものを指す。グリーン・ツーリズムを受け入れる農村の対応には、ファームイン、ファームレストラン、直売所、観光農園などの取り組みがある。
16	モータリゼーション	自動車を利用することが普及し、日常生活の中で自動車が一 般化していく過程。 日常生活と自動車とが切り離せなくなる社会状況。
17	中心市街地活性化基本計画	【H17.4 策定】 中心市街地の衰退・空洞化という問題が深刻化するなか、美 唄市の活力や個性を代表する「顔」である場所を、市民とともに再生するために、一定条件を満たす地域を「中心市街地」として定め、活性化のための方針や目標、実施する事業に関する基本的事項を定めた計画。
18	TMO構想	商工会議所が市の中心市街地活性化基本計画を基に、中心市街地の商店街商業者をはじめとする関係者の意見を調整し、作成する中心市街地における商業活性化事業の全体計画。 この構想を市が認定することにより、商工会議所がこの構想の企画、推進管理をする機関である TMO (Town Management Organization の略) となる。
19	コミュニティ・ビジネス	地域住民が主体となり、地域が抱える問題をビジネスとして継続的に取り組むことにより、地域の問題を解決し、新たな雇用を作り出し、地域を元気にする事業。

公共サービスのあり方に関する基本方針

平成17年12月7日決定

1 公共サービス提供に関する役割分担

少子高齢化の進展や厳しい財政状況などにより、美唄市の行政資源は大きく制約される事態に直面しています。

その一方で、子育てや介護、安全で安心な地域社会づくりなど、市民ニーズが多様化・高度化し、これまで地域で解決できていたものを「公共」に求めることとなり、「公共」の範囲は拡大する傾向にあります。

このような要請に行政のみが対応していくには、質的にも量的にも限界がきています。

今後、まちづくりを進めるうえで、誰が「公共」を担うことが最もふさわしく、ニーズに適応した公共サービス（生活するうえで必ず必要なもので、個人では解決や調達ができないサービス）を提供して公共サービス全体を豊かなものにしていけるかが、重要なテーマとなってきます。

そのため、美唄市にふさわしい公共サービスを、住民団体、NPO、企業などの役割分担により、総合的に提供するシステムに転換していく必要があります。

2 セーフティネットの必要性

(1) セーフティネットとは

市民生活の中で、様々な予期せぬ事態に遭遇したときに、一時的に保護する「安全網」としての機能をセーフティネットといいます。

市民の生命と暮らしを守ることが自治体本来の役割であり、限られた財源により、自治体単位で設定できるセーフティネットには限界があるものの、たとえ財政的、社会的状況が厳しくても、行わなければならない範囲があるはずです。

したがって、市は、市民が安心できるまちづくりの基礎である有効なセーフティネットを張りつづけることが必要となります。

(2) 市が担うセーフティネットの範囲

地域の中で安心して生活する上で、常に市が担うべきセーフティネットとして、保健、福祉、医療、防災などの分野が考えられます。

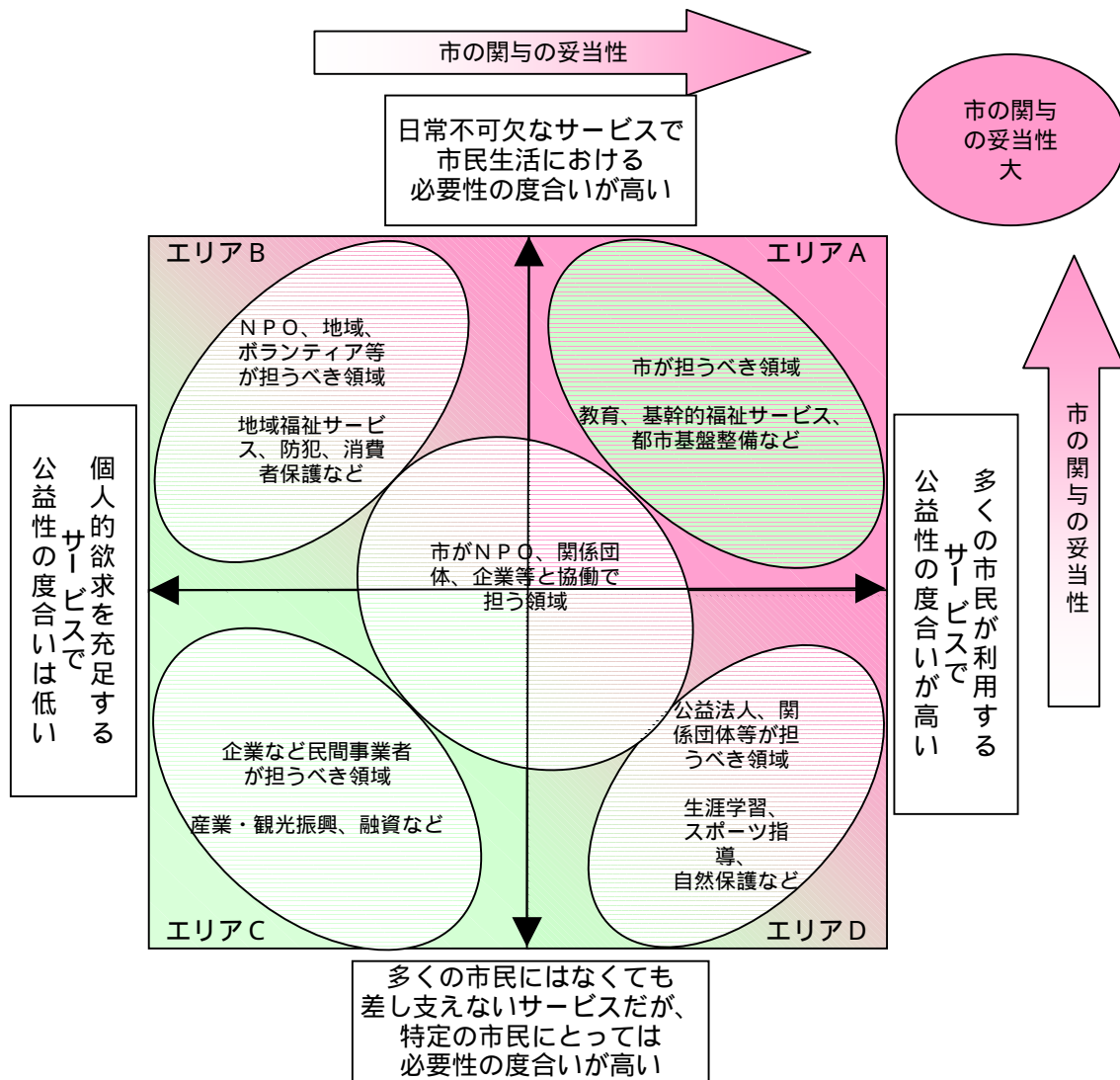
これらの分野については、将来的にも市の本来の役割として行っていくべきものと考えますが、地域やボランティア、NPO、企業などの活動が加われば、されに充実したセーフティネットになる可能性があるため、これらの人々と連携を図りながら進めていくこととします。

3 役割分担の考え方

今後の公共サービスを担う最適な主体を考えるために、市民、企業、住民団体、行政などの役割分担のあり方を「公共性」と「市の関与の妥当性」の2つの視点から考えることとします。

「公共性」「市の関与の妥当性」は、事務事業評価を行う際の「事務事業の診断カルテ」により行うこととし、次の図のように、4つのエリアに分けて判定し、これに基づき、個々の公共サービスの担い手の検討を行うこととします。

この場合、対象は公共サービスに限定し、内部事務、管理事務などこの診断にふさわしくないものは除きます。



4 協働のまちづくりに向けた留意点

今後、公共サービスの担い手を考えるときには、公共性、市の関与の妥当性についての「事務事業の診断カルテ」による判定結果のほか、セーフティネットや協働などの視点を加えて総合的に判断し、そのサービスの担い手を選定することとします。

協働のまちづくりに当たっては、「対等」「自主性」「話し合い」「情報共有」などの点に気をつけながら、進めていくことが大切です。

したがって、公共サービスの新たな担い手や協働の相手方を探すときには、十分時間をかけ、合意とそれに基づく「住みよい地域づくり」という目的共有をしたうえで進めていくよう留意します。

事務事業の診断カルテ

事務事業名	
-------	--

公共性診断カルテ

No.	診断基準	診 断		結 果		得点表 <はいの場合>	
		はい	いいえ	公益性	必要性	公益性	必要性
1	誰でもそのサービスを受けることができる			0	0	+1	+1
2	一定の条件を満たさなければ、そのサービスを受けることができない			0	0	-1	0
3	個人又は集団が受益することにより、第三者が何らかの恩恵・利益を受ける			0	0	+1	0
4	個人又は集団が受益することにより、第三者が何らかの受益機会や質・量が損なわれる			0	0	-1	0
5	市民全般の生活に必要なサービス			0	0	+1	+1
6	サービスのニーズや実施意義が希薄化している			0	0	-1	-1
7	地域社会全体の活性化につながるサービス			0	0	+1	0
8	都市機能の拡大にかかわるサービス			0	0	+1	0
9	市民全般のさらなる利便性向上にかかわるサービス			0	0	0	-1
10	特定の個人又は集団の利便性向上につながるサービス			0	0	-1	-1
11	市民の権利保護にかかわるサービス			0	0	0	+1
12	社会的・経済的弱者を対象としたサービス			0	0	0	+1
13	福祉や社会保障を目的として供給するサービス			0	0	0	+1
14	特定分野の個人的趣味や娯楽に関するサービス			0	0	-1	-1
集 計				0	0	4つのエリアの判定 エリア 00	

市の関与の妥当性診断カルテ (-6 診断値 6)

No.	判断基準	診 断		結 果	得点表 <はいの場合>
		はい	いいえ		
1	社会保障の機能を果たしている事務事業である			0	+1
2	民間の類似サービスで相応の実績があり、十分な供給ができる			0	-1
3	自助・共助で対応可能である			0	-1
4	市の条例により関与が定められている事務事業である			0	+1
5	市の資源を有効活用する事務事業である			0	+1
6	市のほかに実施主体のない事務事業である			0	+1
7	緊急災害対策等に関する事務事業である			0	+1
8	市民との協働の推進を目的とした事務事業である			0	+1
9	外部委託により市民参加と自治意識向上が図れる事務事業である			0	-1
10	外部委託を行っても、そのサービスの質の維持又は向上が図れる事務事業である			0	-1
11	民間におけるノウハウ・専門知識・技術等が必要とされる事務事業である			0	-1
12	マニュアル等により定型化可能な事務事業である			0	-1
集 計				妥当性	0

公共サービスにおける使用料・手数料等の 設定にあたっての基本方針

平成17年12月7日決定

1 基本的な考え方

美唄市が行う様々な行政サービスのうち、使用料及び手数料等を利用者から徴収するものについては、そのサービスを利用して利益を受ける人から行政サービスの対価として徴収するものであり、使用料・手数料等の設定にあたっては、受益と負担のあり方を明確にしておく必要があります。

また、サービスを提供する行政側においては、経費の削減に努めるとともに、常に利用者負担の軽減とサービスの向上を目指さなければなりません。

このことから、使用料及び手数料等について、継続的な経費削減努力と受益者負担の原則による料金決定のための基本方針を策定することとしました。

使用料や手数料の中には、法令等に基づき算定方法が定められているものや他の基準等をもとに設定しなければならないものもあり、全ての使用料・手数料等がこの基本方針によって決定されるものではありませんが、料金が決定される過程や根拠を明らかにすることにより行政と市民の皆さんとの相互理解を図ることができるものと考えています。

2 設定にあたっての基本的事項

- (1) 料金設定にあたり、サービスコストの算定を行います。
- (2) 公費負担と受益者(利用者)負担の標準的な負担割合を定めます。
- (3) 利用者区分を設定する場合の増減割合を定めます。
- (4) 利用者負担の急激な上昇を防ぐ方策を講じます。
- (5) 基本的な減免対象範囲を定めます。
- (6) 定期的に料金設定の見直しを行います。

サービスコストの算定

<使用料>

サービスコストは、決算額をもとに、施設等の維持管理に要する物件費や人件費など経常的な経費を積み上げて算定します。

この場合、施設等を経常的に維持管理するために必要な経費とし、建設に要する用地取得費、建物建設費(減価償却費含む)等の資本的経費は原則的に公費で負担すべき範囲として対象コストから除きます。

(使用料の対象コスト)

物件費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費などを積み上げて算出
人件費	施設の利用等の事務手続き及び維持管理等に要するものとし、事務事業評価に用いる平均人件費等をもとに算出

<手数料>

対象コストは、証明書等の発行に要する経常的な事務経費及び人件費で算定します。

(手数料の対象コスト)

事務経費	消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などを積み上げて1件当たりのコストを算出
人件費	申請書の受付から証明書等の発行、料金の受領までに要する人件費とし、事務事業評価に用いる平均人件費等をもとに算出 (実作業時間×時間単価)

受益者(利用者)負担割合

使用料及び手数料の設定においては、受益者負担の原則と行政関与の度合いを考慮したうえで、標準的な受益者(利用者)負担割合を定めるものとします。

(ア) 使用料

使用料は、施設等に係る行政サービスの受益者から、その使用のために必要な経費を徴収するものであり、個別に受ける便益の程度や行政関与の必要性を料金に反映する必要があります。

そのため、施設をそのサービスの性質により分類し、標準的な利用者負担率を定めま

< 標準的な利用者負担率 >

性 質 区 分	施 設 例	標準的な利用者負担割合
市民の日常生活を支えるうえで必要なサービスを提供する施設	保健センター、子育て支援センター、児童館	なし (すべて公費負担)
	火葬場	1 / 3 (公費負担 2 / 3)
市民の日常生活を支えるうえで必要であるが選択的なサービスを提供する施設	市民会館(公民館)、ピパオイの里プラザ、総合体育館、体育センター、温水プール、郷土史料館、体験交流館、パークゴルフ場、サンスポーツランド美唄、国設スキー場、アルテピアッツァ美唄、野球場、弓道場、陸上競技場、放課後児童施設 地域福祉会館 地域体育館 公民館分館 生活館 南美唄コミュニティセンター コミュニティ消防センター 勤労青少年ホーム 営農改善センター 開拓婦人ホーム	1 / 2 (公費負担 1 / 2)
便益が特定されるサービスを提供する施設または民間にもある施設	幼稚園	2 / 3 (公費負担 1 / 3)
	交流拠点施設(ゆ~りん館)	すべて利用者負担 (公費負担なし)
	市営駐車場 市営駐輪場	

~ 経費負担について別に定めている施設

~ 現在無料の施設

(その他の使用料等)

法令等に基づき算定方法が定められているものや他の基準等によるものは個別に使用料等を設定します。

上下水道 (地方公営企業法等)

市営住宅使用料 (公営住宅法)

保育所保育料 (保育所徴収金基準額表) など

【会議室利用等の料金設定】

会議室のように一定の部屋を貸し切りで利用する場合は、 $1\text{ m}^2 \cdot 1$ 時間当たりのコストを算出します。

$$\text{施設の年間維持管理経費} \div \text{施設面積} \div \text{年間使用可能時間} = 1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間当たりのコスト}$$

料金設定は、 $1\text{ m}^2 \cdot 1$ 時間当たりのコストをもとに、利用者負担割合、利用面積、利用状況等を考慮して設定します。

【個人利用施設の料金設定】

体育施設の個人利用のように、不特定多数の個人が同時に利用する施設については、利用者 1 人当たりのコストを算出します。

$$\text{施設の年間維持管理経費} \div \text{年間目標利用者数} = 1\text{ 人当たりのコスト}$$

料金設定は、利用者 1 人当たりのコストをもとに、利用者負担割合、利用状況等を考慮して設定します。

< 料金の設定単位 >

会議室等の料金は、1 時間を基本的な設定単位としますが、施設の利用形態等により他の設定単位を採る場合もあります。

< 暖房料の設定 >

暖房料は、必要に応じて暖房期間のコスト増分をもとに設定します。

< 有料化の検討 >

現在無料となっている施設のうち、一般の会議、集会等に利用する施設や便益が特定される施設については、受益者負担の原則と行政関与の度合いを考慮しながら有料化の是非についての検討をしていきます。

(イ) 手数料

手数料は、サービスの受益者から、その事務等に要する費用を徴収するものであり、受益者の必要により生じることから、受益者負担率は 100% を原則とします。

料金設定は、1 件当たりのコストをもとに設定します。

なお、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」(平成 12 年政令第 16 号)によるものは、これに基づき設定します。

利用者区分

利用者区分を設定する場合の目安となる基準を定めます。

利用者区分	基準
大人、子供等の利用区分を設定する場合	大人料金を1として、高校生は0.75、小中学生は0.5程度
市民・市民以外の利用区分を設定する場合	市民以外の割増は市民料金の2倍まで
入場料の有無等で利用区分を設定する場合	入場料を徴収する場合、営利を目的とする場合は施設ごとに設定
個人、団体（団体割引）の利用区分を設定する場合	割引率は個人利用の2割まで

料金改定における激変緩和措置

改定に際して受益者負担が急激に増加する場合の激変緩和措置として、改定上限率の目安を50%とするほか、段階的な改定等も検討します。

減免対象範囲と減免率

受益者負担の原則のもとに、利用目的の公益性や利用者負担能力等を考慮のうえ減免対象や減免率を設定します。

(ア) 使用料（減額または免除）

- ・ 国、道、市等の公共団体が利用する場合
- ・ 児童生徒、学生等が学習活動の一環として利用する場合

などを基本とし、具体的な対象範囲や減免率は施設ごとの目的等を考慮して設定します。

(イ) 手数料（免除）

- ・ 公費の援助または扶助を受けるために必要な場合
- ・ 天災、その他の災害、病気等により負担が困難な場合
- ・ 法令により無料で取り扱うこととされている場合

などを基本とし、具体的な対象範囲については手続きの目的等を考慮して設定します。

料金の定期的な見直し

使用料・手数料等は、社会経済情勢の変化などを勘案し、原則として3年毎に見直しを行います。

ただし、特別な事情が生じた場合は、その都度見直しを行います。

3 基本方針の運用

公共サービスの中には、制度上あるいはその目的から相当な経費を投じて実施しなければならないものもあり、コスト計算をもとに算定すると受益者が負担するにはあまりにも高い数値になることも想定されます。

この基本方針は、使用料及び手数料等設定の根拠として位置付けられるものではありませんが、他の市有類似施設や他自治体との均衡を図る場合もあり、基本方針の運用にあたっては柔軟に対応していくこととします。

4 今後の考え方

使用料・手数料等の設定にあたっての基本方針策定は、受益者負担の原則のもとにサービスの利用で利益を受ける人にその利益に見合うだけの負担をいただき、サービスの継続と向上を図ることを大きな目的としています。

使用料・手数料等の見直しにあたっては、利用状況や受益者に負担いただく経費の内容、経費節減努力の検証などを十分に行うとともに、一層のサービス向上に取り組むこととします。

補助金の交付に関する基本方針

平成 18 年 3 月 28 日決定

1 基本的な考え方

補助金の交付は、行政サービスを補完する公共的サービスの推進や公益的な市民活動を活性化するなど、市の施策を展開する中で、長い間重要な役割を担ってきました。

しかし、補助の長期化による既得権化や交付団体の自立の阻害、行政側の補助効果の検証がおろそかになるなどの弊害も出てきています。

補助金の見直しにあたっては、単に縮減、廃止するということではなく、限られた財源を有効に活用し、「自立と協働のまちづくり」に向けた市民や団体などの多様な主体と行政の「協働」を前提に、公平性、透明性、公益性を確保しながら市民活動を支援する新たな枠組みの構築を目指すこととします。

2 補助金交付の原則

(1) 事業補助への移行

- ・ 団体運営費に対する補助については、原則として事業に対する補助へ移行し、地域の活性化及び社会貢献活動を目的とするものに限り、交付します。ただし、公益的活動を目的とする団体が存続するうえで補助の必要性が高い場合や設立時に公的支援が必要であるなど、特別な理由があるものに限り、交付します。(平成 18 年度から)

(2) 公募型補助金制度

- ・ 市民団体等が自主的・自発的に行う社会貢献活動など公益的な事業に関して、公募制の導入による新たな制度を創設し、「協働」の促進を図ります。
(平成 19 年度から)

(3) 補助期間・判断指針・補助対象経費の明確化

- ・ 補助金の交付は、原則として 5 年以内で終了し、継続の要否については終了時に検討することとします。国や道の制度によるものは、補助期間の範囲内での補助を原則とします。また、補助金交付を決定する際の判断指針及び補助対象経費を明確化します。(平成 18 年度から)

(4) 市民参加による審査機関の設置

- ・ 既得権や前例にとらわれずに補助金交付の適否や用途の妥当性を、市民の視点を加えて審査し、交付決定することとします。(平成 19 年度から)

3 補助金の区分

補助金は、次の区分により、交付することとします。

(1) 事業補助金

委託的事業補助金

本来行政が行うべき事業で民間が行うものに対して補助金として交付するもの。

産業振興事業補助金

中小企業者や農業経営者への制度融資に伴う利子補給金又は雇用の増加や消費の拡大など、産業の振興を目的とする事業に対して交付するもの。

大会・イベント開催事業補助金

市内で開催される大会・イベント等の開催事業に対して補助するもの。

コミュニティ活動促進事業補助金

地域福祉やコミュニティ活動のための事業や施設・設備の整備を目的とする事業に対して補助するもの。

保健福祉事業補助金

健康づくり、子育て支援、障がい者や高齢者の社会参加・自立の促進などを目的とする事業に対して補助するもの。

環境保全事業補助金

自然保護、環境保全、ごみの減量化・リサイクルの推進などを目的とする事業に対して補助するもの。

教育文化振興事業補助金

児童・生徒の就学奨励、生涯学習、青少年健全育成、文化財保護、芸術・文化・スポーツの振興、国際交流などを目的とする事業に対して補助するもの。

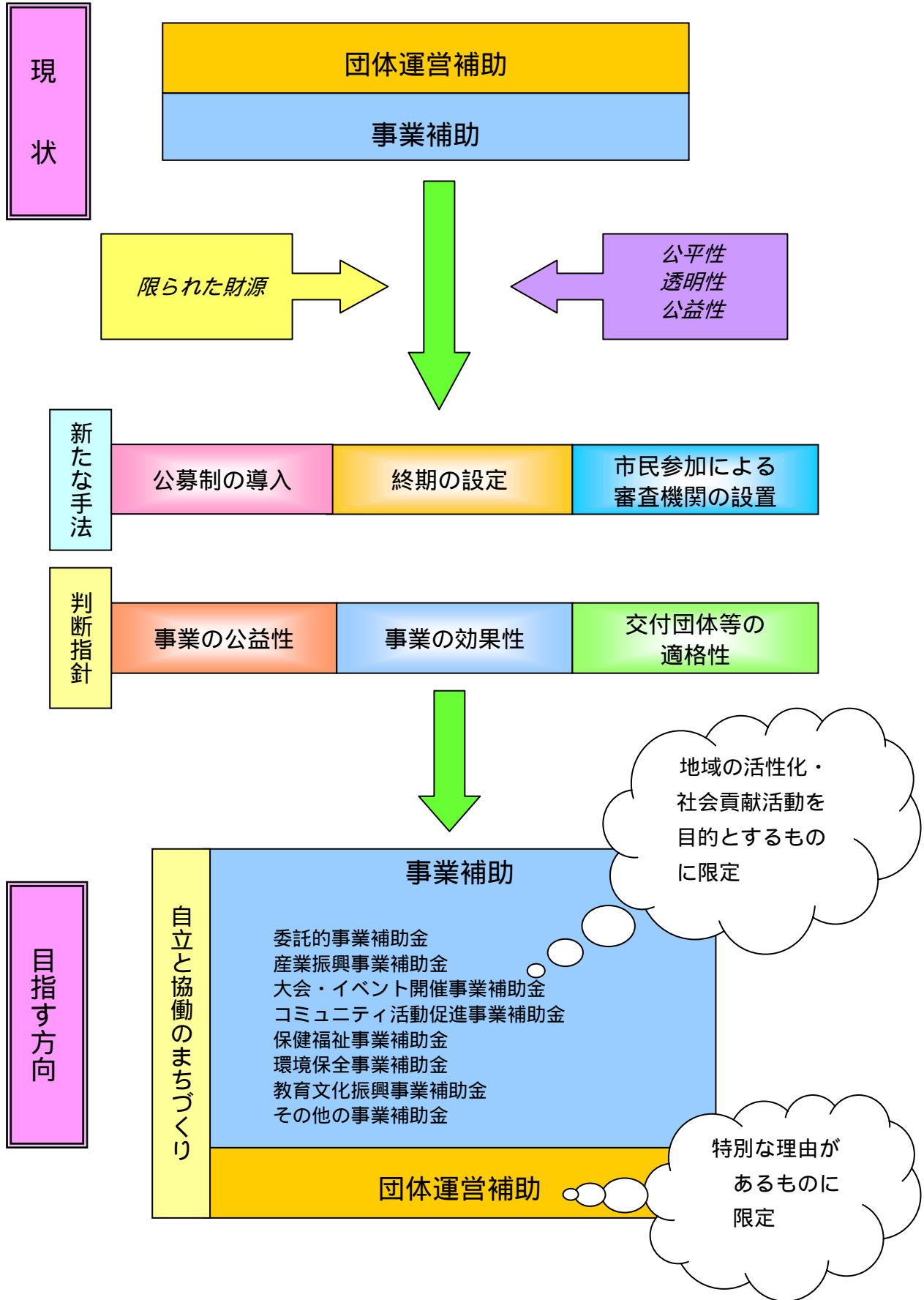
その他の事業補助金

上記のほか地域の活性化や社会貢献活動を目的とする事業に対して補助するもの。

(2) 団体運営費補助金

公益的活動を目的とする団体が存続するうえで補助の必要性が高い場合や設立時に公的支援が必要な団体に対して補助するもの。

補助金交付の原則



4 補助金交付の判断指針・補助対象経費・期間

内容	項目	説明
1 判断指針	(1) 事業の公共性 (必要性、公益性)	市が積極的に支援すべき事業であること。 (市として助長、推奨していく必要があること。) 市全体の利益につながる事業であること。 (特定の団体や個人の利益にならないこと。)
	(2) 事業の効果性 (有効性・効率性・適時性)	市民の福祉の向上や利益の増進に効果が認められること。 事業の目的や内容等が社会、経済情勢に合致していること。 多様な主体と行政との役割分担の中で、市が補助すべき事業であること。
	(3) 団体等の適格性	団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 ・団体等の決算において、実質的に繰越金または剰余金等が補助金額の2分の1を超えていないこと。 ・団体等において適正な監査機能を有していること。
2 補助対象経費	(1) 事業費対象の原則	団体運営に係る経費は原則対象としない。 経費のうち、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は対象としない。
	(2) 補助率・補助単価の明確化	補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準として各々の要綱で明確にし、補助金の交付額を決定する。 補助率は、原則として、補助対象経費の50%を上限とする。 ただし、委託的事業補助金、産業振興事業補助金、保健福祉事業補助金及び教育文化振興事業補助金については、補助対象経費の80%を上限とする。 大会等補助については大会の規模等により決定する。
3 期間	(1) 終期の設定	市単独補助金は、原則として5年以内で交付を終了する。継続の要否については終了時に検討する。 国や道の制度によるものは、補助期間の範囲内での補助を原則とする。

5 執行管理

担当課は、補助金の適切かつ有効な執行を確保するため、次の点に関して、交付団体等に対して、定期的又は随時、確認を行うこととします。

- ・出納関係書帳簿、領収書等の証拠書類の整備及び保存が適正であること。
- ・補助対象経費に係る会計処理が適正かつ明らかであること。
- ・精算に伴う返還金の手続きが適正に行われていること。

美唄市自立推進計画

改訂版

平成 18 年 3 月 発行

編集・発行 / 美唄市総務部

〒072-8660 美唄市西 3 条南 1 丁目 1 番 1 号

TEL 0126-62-3131 FAX 0126-62-1088

《ホームページ》<http://www.city.bibai.hokkaido.jp>

この計画書は、再生紙を使用しています。